

由布市告示第47号

平成18年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成18年8月31日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成18年9月7日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	後藤 憲次君

応招しなかった議員

なし

平成18年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成18年9月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願の取下げの件について
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第7 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について
- 日程第9 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第10 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第11 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第12 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第124号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について
- 日程第20 議案第130号 市道路線の認定について(中ノ尾線)
- 日程第21 議案第131号 市道路線の認定について(宮園花園線)
- 日程第22 議案第132号 市道路線の認定について(庄内直入線)

- 日程第23 議案第133号 大分県消防補償等組合規約の一部変更について
- 日程第24 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第25 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第26 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第27 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願の取下げの件について
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第7 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について
- 日程第9 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第10 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第11 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第12 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第124号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について

- 日程第19 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について  
日程第20 議案第130号 市道路線の認定について（中ノ尾線）  
日程第21 議案第131号 市道路線の認定について（宮園花園線）  
日程第22 議案第132号 市道路線の認定について（庄内直入線）  
日程第23 議案第133号 大分県消防補償等組合理約の一部変更について  
日程第24 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第25 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第26 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第27 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第28 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（25名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 吉村 幸治君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |
| 26番 後藤 憲次君 |            |

欠席議員（1名）

- 16番 田中真理子君

欠 員（なし）



提出されます諸議案の内容につきましては、後ほど市長から提案理由の説明がなされますが、行財政改革プランの策定・推進など、長期化する厳しい市政運営にかんがみ、議員各位におかれましては、各案件について、慎重御審議により、適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

なお、市長を初め執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査などに対し、格段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります、市長のあいさつを受けます。市長。市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成18年度9月の定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今議会につきましては、先ほど議長が申されましたけれども、諸議案が山積しておりますし、水道の決算等々も皆さん方に御審議をいただくようになっております。何とぞ慎重御審議をお願い申し上げたいと思います。

まずは、冒頭に申し上げるべきだったと思いますが、昨日、秋篠宮妃紀子さまの御子息のお誕生には、心からお祝いを申し上げたいと思いますし、またお子様の健やかな成長を心から御祈念を申し上げたいと思います。

本日は約19日間、議会でございますけれども、議員皆様方には慎重御審議を賜りまして、すべての議案に御可決を賜りますようお願い申し上げます、簡単でありますけれども、ごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より、市長、助役、教育長、代表監査委員、各部長、関係課長の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、二宮英俊君、12番、藤柴厚才君の2名を指名します。

#### 日程第2．会期の決定について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間と決定いたしました。

### 日程第3．諸報告

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告を行います。6月定例会以後の議長報告であります。

6月25日、由布院小学校にて、第43期湯布院町農業協同組合通常総会が開催され、出席しました。

同じく25日、自衛隊湯布院駐屯地にて、新隊員前期教育修了式が挙行され、出席をいたしました。

6月27日、庄内庁舎にて、平成18年度いのちの循環を大切にする市民会議総会が開催されました。

6月28日、庄内町にて、平成18年度由布市猟友会総会が開催され、出席をしました。

6月29日、庄内庁舎にて、行政視察のため本市を訪問した宮城県松島町議会総務財政常任委員の視察研修に立ち会いました。

6月30日、四恩の杜庄内斎場にて、さわやか農業協同組合第12回通常総代会が開催され、出席をしました。

同じく30日、庄内町にて、由布市椎茸生産者協議会設立記念祝賀会が開催され、出席をしました。

7月1日、庄内町にて、末光秀夫氏瑞寶雙光章受章祝賀会が開催され、出席をしました。

7月2日、第1回由布市民体育大会が湯布院地域を中心に開催され、開会式に出席をいたしました。

7月4日、庄内町にて、平成18年度庄内町観光協会総会が開催され、出席をしました。

7月7日、庄内町にて、県道庄内久住線室小野トンネル貫通式が挙行され、出席をしました。

同日、庄内庁舎にて、行財政改革特別委員会が開催され、同席をいたしました。

7月9日、別府市にて 別府市にてはこれは違いますね 第20回由布川峡谷まつりが行われ、議員の皆様とともに出席をいたしました。

7月10日、挾間町にて、平成18年度大分合同新聞社旗争奪由布市挾間町自治区対抗ナイ

ターソフトボール大会が開催され、出席をしました。

7月11日、湯布院町にて、夏の催事（ゆふいん音楽祭・湯布院映画祭）旗揚げの会が開催され、出席をいたしました。

7月12日から13日まで、文教厚生常任委員会の豊後大野市・佐伯市の給食センターの研修視察に参加をいたしました。

7月14日、湯布院公民館にて、平成18年度第56回社会を明るくする運動由布市大会が開催され、出席をいたしました。

同日、湯布院厚生年金保養ホームにて、厚生年金病院と保養ホームの存続・充実を願う会第5回世話人総会が開催され、出席をしました。

7月17日、挾間町にて、平成18年度由布市挾間町川開きが行われ、出席をいたしました。

7月19日、庄内町にて、第一梨選果場総会が開催され、出席をしました。

同じく19日、庄内庁舎にて、由布市肉用牛生産者連絡協議会設立会が開催され、出席をしました。

同日、庄内町硬式野球場にて、第26回大分合同新聞社旗争奪地域対抗ナイターソフトボール大会が開催され、出席をしました。

7月24日、国東市アスト国東にて、国東市発足記念式典が挙行され、出席をしました。

7月26日、湯布院町健康温泉館にて、平成18年度由布市地域保健委員会総会が開催され、出席をしました。

7月27日、挾間町にて、第1回由布市挾間地域畜産品評会が開催され、議員の皆様とともに出席をしました。

7月29日、挾間町にて、由布市グラウンドゴルフ協会会長杯大会が開催され、出席をしました。

7月30日、挾間町にて、平成18年度挾間町少年ソフトボール・少女フットベースボール・グラウンドゴルフ大会が開催され、出席をしました。

7月31日、挾間庁舎にて、行財政改革特別委員会が開催され、同席しました。引き続き、挾間庁舎にて、皆さんとの全員協議会を開催したところです。

同日、大分市オアシスタワーにて、元内閣総理大臣村山富市氏桐花大綬章受章祝賀会が開催され、出席をしました。

8月1日、はさま未来館にて、中央地域肉用牛振興大会が開催され、出席をしました。

8月2日、大分県市議会議長会議長研修会が行われ、大分県下各市議会議長とともに、横須賀市議会を訪問いたしました。

8月3日、日比谷公会堂にて、第1回全国市議会議長会研究フォーラムが開催され、局長とと

もに出席いたしました。

8月7日、はさま未来館にて、第15回陣屋市場組合定期総会が開催され、出席をいたしました。

同じく8月7日、庄内庁舎にて、由布市交通安全対策協議会委員委嘱並びに第1回同協議会が開催され、出席をいたしました。

8月8日、別府市ビーコンプラザにて、別府挾間間道路改修促進期成会平成18年度通常総会が開催され、出席をいたしました。

8月16日、湯布院町にて、ゆふいん盆地まつり供養盆踊り大会が行われ、合同慰霊祭に参列をいたしました。

8月20日、湯布院町にて、2006第19回ゆふいんSPA健康マラソン大会が開催され、出席をいたしました。

8月22日、湯布院町にて、農免農道庄内湯平地区開通式が挙行され、出席をいたしました。

同じく22日、大分市東洋ホテルにて、第77回大分県市議会議長会理事会が開催され、局長とともに出席をいたしました。引き続き、平成18年度大分県市議会議長会議員研修会が開催され、議員各位とともに出席をいたしました。

8月23日、はさま未来館にて、行政視察のため本市を訪問した石川県野々市町議会教育福祉常任委員の視察研修に立ち会いました。

8月24日、挾間町にて、のぞみ園・赤野地区合同盆踊り大会が開催され、出席をいたしました。

8月25日、湯布院町にて、第1回由布市湯布院地域畜産品評会が開催され、出席をいたしました。

8月26日、挾間町にて、挾間町商工会長杯グラウンドゴルフ大会が開催され、出席をいたしました。

8月27日、湯布院町にて、2006湯布院映画祭が開催され、出席をいたしました。

8月28日、大分市トキ八会館にて、県主催の旧町村議会議長の集いが開催され、吉村議員とともに出席をいたしました。

8月29日、庄内庁舎にて、行財政改革特別委員会が開催され、同席をいたしました。

8月30日、大分市野津原公民館にて、平成18年度第14回おおいた森林組合通常総会が開催され、出席をいたしました。

8月31日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、同席をいたしました。

9月1日、湯布院町にて、平成18年度由布市湯布院地域防災訓練が行われ、出席をいたしました。

9月2日、挾間町にて、第1回由布市議会議長杯ゲートボール大会が開催され、出席をいたし

ました。

9月3日、庄内町にて、救急医療・消防連携大規模演習が行われ、議員各位とともに出席をしたところです。

9月5日、挾間庁舎にて、はさまきちよくれ祭り2006実行委員会が開催され、出席をいたしました。

9月6日、庄内町にて、第42回大分地方畜産共進会が開催され、議員の皆さんとともに出席したところでございます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、平成17年10月1日実施の国勢調査における速報が発表されました。速報によりますと、由布市の人口は3万5,393人、世帯数は1万2,535世帯でありました。ちなみに、5年前の国勢調査と比較してみますと、挾間町では448世帯、879人の増加でございます。庄内町につきましては、14世帯ふえましたが、人口は373人の減となっております。湯布院町では45世帯減で、人口も361人の減となっております。由布市全体では417世帯増で、人口は145人増加となっております。県下自治体の大部分が減少する中で、由布市は挾間地域の増加が市全体の増加につながっております。

次に、小野屋駅の改修と公衆トイレの設置事業についてでございますが、市の再三にわたるJRとの交渉によりまして、小野屋駅の全面改修計画実現の見通しが立ちました。これを受けまして、隣接する公衆トイレの整備につきましては、由布市の負担で整備することになりまして、補正予算第4号で設置事業費を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、在沖縄米軍移転訓練に伴う小火器使用についてでございますが、7月16日に福岡防衛施設局から四者協へ、日出生台演習場における陸上自衛隊の小火器使用に伴う訓練内容の視察依頼がございまして、市民の安全安心の観点からも演習場内の運用実態を知ることも必要との判断から、四者協で視察に参加をいたしました。また、SACO特別交付分の継続交付要請を7月19日に福岡防衛施設局へ、7月24日には防衛施設庁へ要請に行っていました。

次に、イベント関係についてでございますが、7月19日に開催されました第20回由布川峡谷祭りを皮切りに、7月27日から30日までは、ゆふいん音楽祭、8月12日にはミステリアスライブ・イン庄内、8月15、16日は、ゆふいん盆地まつり、8月19日には挾間盆踊り・花火大会。盆踊りは会場の都合で雨天のために中止されましたが、花火大会は行われました。8月20日にはSPA健康マラソン大会、それから8月23日から27日まで、ゆふいん映画祭がそれぞれ開催されました。

各イベントには多くの議員さん方の御出席をいただき、盛会のうちに無事終了したところでご

ざいます。歴史あるイベントで、参加者にも大きな感動を与えたものと推察をしております。また、市民挙げての取り組みは、由布市の基本理念であります融和・協働・発展の原点になると考えております。

次に、国民健康保険税の口座振替が納期限内に処理できなかったことについて御報告いたします。国民健康保険税は、年額を6月から3月までの10期に分けて、毎月月末を納期限とし納付いただいておりますところですが、挟間地域の国民健康保険税の2期分の1,006件について、口座引き落としができないことが判明をいたしました。

直ちに関係者あてにおわびの文書と、口座振替の再振り替えをお願いする通知を送付し、改めて8月10日に口座引き落としをさせていただいたところですが、今後はこのような過ちが起きないように、作業チェックマニュアルの作成等を強化し、万全を期してまいりたいと思います。

次に、平成18年6月21日に公布されました「高齢者の医療の確保に関する法律」を受けまして、8月1日、大分第2ソフィアプラザビルで大分県後期高齢者医療広域連合設立準備会が開催されました。これは6月21日に公布されました「高齢者の医療の確保に関する法律」によりまして、後期高齢者の事務を処理するため、各都道府県単位にすべての市町村が加入する広域連合を平成18年度中に設置しなければならないと定められております。なお、広域連合の規約については、議会の議決が必要となっておりますことから、12月定例会において議案提案をお願いする計画でありますので、そのときはよろしくお願い申し上げます。

次に、消防団関係でございますが、夏季総合訓練を7月23日庄内町、30日挟間町、8月6日湯布院町でそれぞれ実施をいたしました。訓練内容は、人員服装点検、訓練点検、操法点検などのほかに、心肺蘇生法とAEDの講習会も実施したところでございます。また、8月20日には第24回大分県消防操法大会に由布市消防団が小型ポンプの部に出場いたしました。健闘むなしく入賞を果たすことはできませんでした。

次に、8月30日から9月5日までの防災週間では、湯布院町並柳地区において9月1日、台風に伴う豪雨と大規模地震を想定した訓練に、湯布院町消防団、消防本部、陸上自衛隊湯布院駐屯地、大分南警察署湯布院幹部交番、後藤議長を初めとする議員各位のほかに、約200人の地元住民が参加をして実施をされました。いずれの訓練も見事な出来栄でありまして、心強い感動を受け、訓練会場を後にしたところでございます。

また、同日は挟間町消防団においても放水訓練及び中継訓練等が行われ、防災意識の高揚と訓練強化に努めたところでございましたが、残念なことに、同日、湯布院町川上で人家火災が発生し、1名の方が亡くなるという事故が発生いたしました。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

次に、明るい話題を御報告申し上げます。8月12日に開催されました第36回九州中学校柔道競技大会におきまして、挟間中学校3年生の河野愛美さんが63キログ級において優勝いたしました。また、8月18日、高知県で開催されました全国大会では、見事に決勝戦まで進みましたが、2対1の判定で惜しくも敗れ、準優勝となりました。全国大会での準優勝は快挙でございます。将来、世界に通用する逸材ではないかと考えておりますので、これからも鍛錬に励んで、大きく羽ばたいてほしいと願っているところでございます。

次に、新聞報道などで御承知のとおり、知的障害者施設、小松寮におきましてナシの盗難事件が発生いたしました。盗難事件は8月17日から22日の間に起きたもので、幸水4,200個、被害額は約53万円でございます。施設利用者とともに大切に育てた販売直前の盗難でございます。私を初め関係者は憤りを感じているところでございます。また、大分南警察署長さんもお見えになられて、付近一帯の巡回強化に御協力をいただいております一方、佐伯豊南高校のクラブや、大分県の福祉保健部を中心とする職員の方々、さらには一般の方々から見舞金や励ましのお電話をいただいたところでございます。御報告を申し上げます。

次に、9月3日、庄内町の多目的グラウンドにおきまして、平成18年度救急医療・消防連携大規模演習は、「医療・消防は多数の負傷者を救えるか」をサブテーマとして実施をされました。演習会場には、近藤県議、陸上自衛隊湯布院駐屯地の山口副隊長、大分県防災危機管理の進藤課長、大分南警察署の姫野署長、由布市からは後藤議長を初め議員各位、また多くの市民の御参加をいただく中で、13団体、33関係機関から450名が参加する、本番さながらの演習でございました。今回は、平成14年度と16年度に実施された数多くの反省点を踏まえた訓練でございましたけれども、特に指揮本部機能及び無線統制を強化することにより、スムーズな指揮統制が図られたと思っております。

この演習を計画していただきました大規模演習実行委員会の後藤委員長さんを初め、委員の皆様様に心からお礼を申し上げたところでございます。市では、この演習結果を受けまして、大規模災害における市民の安全安心を確保するため、さらに鋭意努力してまいりたいと思っております。

次に、9月10日投開票が行われる予定でございました由布市農業委員会委員選挙は、9月3日に告示され、立候補者の受付を実施しましたところ、挟間選挙区9名、庄内選挙区12名、湯布院選挙区9名の定数以外に立候補者の届け出がなく、無投票当選が決定いたしました。当選証書の付与式は9月11日に行われますが、当選された委員さんには、由布市の農地の保全や有効活用などの分野において御活躍されることを御期待申し上げたいと思っております。

次に、湯布院町川北地区の大型宿泊施設建設計画に関する件についてでございますが、去る4日、まちづくり審議会に市側の最終方針を御報告を申し上げたところでございます。また、その後湯布院町温泉観光協会と同温泉旅館組合へ方針の説明を行いました。最後に、湯布院庁舎

コミュニティーセンターで記者発表をいたしたところでございます。そして、5日に企業者である株式会社共立メンテナンスに事前協議終了の通知をいたしたところでございます。

この事業計画は、由布市制定の「潤いのある町づくり条例」との整合性を審議するまちづくり審議会や、地元住民、地元関係団体との調整に約1年以上の時間を費やして議論を重ねたところでございます。行政の方も、関係団体の要望や湯布院地域の自然環境保全などの観点から、企業者と幾度となく協議を重ねまして、その結果、建物につきましては3階部分をすべて2階に、客室を78室から55室に減らすこと、また延べ床面積を400平米縮小、そしてまた地元温泉観光組合、また温泉旅館組合に加入をして湯布院のまちづくりにともに働くということと、それから地元雇用を優先するという事など、企業者から譲歩を得ることができました。

最終的には、開発を阻止することはできないというか、根拠法規がないことなどの理由によりまして、事前協議を終了することにした次第でございますので、皆さんの御理解をお願いしたいと思います。なお、今後は湯布院地域のまちづくりの観点から将来を展望すると、大型開発は決して好ましいものではなく、関係条例の改正などを含め、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成18年第2回定例会において採択されました請願の処理の経過及び結果について、執行部より報告を求めます。助役。

助役（森光 秀行君） おはようございます。平成18年第2回定例会において採択されました請願について、その後の処理経過及び結果を報告するよう、地方自治法第125条の規定により議長から請求がありましたので、お手元にお配りをしております資料に沿って概要を御報告いたします。

請願、受理番号9、件名、乙丸三宮園上組・花園上組里道の市道認定について。この件につきましては、市道路線としての認定を行うため、本定例会に議案131号として上程しているところでございます。

次に、受理番号11、件名、市道みの草下線拡幅改良に関する請願であります。市道は市民の日常生活に密着した重要な施設であり、市としても着実に整備を進めているところであります。現在、市道認定されている道路は690路線、総延長約600キロメートルほどありますため、市道の改良工事につきましては、緊急性、重要性、整備効果などを総合的に検討する中で、本路線についても今後改良整備に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、受理番号12、件名、湯布院町下石武揚水池改修工事の一部補助金について。この件につきましては、原材料費の半額を市が負担することで改修工事が完了しているところであります。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査並びに同法第199条の規定による定期監査の結果について、報告を求めます。宮崎代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、例月出納検査の結果報告から行います。

例月出納検査は、18年の5月から8月までの間に行った4回の例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第1項の規定により、順次御報告申し上げます。

検査の対象は、助役及び企業管理者の保管する各月の現金の在り高及び出納状況となっております。検査対象月ごとに実施日を申し上げますと、検査対象月、18年4月末の分につきましては平成18年5月26日に実施いたしました。それから、18年5月分については18年の6月27日、それから18年の6月末につきましては18年の7月25日、それから18年の7月末につきましては18年の8月25日と、この4回にわたって今回は実施しております。

検査の結果、検査資料の計数は各月とも出納状況調書の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めました。しかしながら、これから申し上げます事項については、指導及びお願い等をいたしましたので、報告をいたします。

まず、18年4月末の例月出納検査につきましては、5項目と、それから3項目にわたっておりますが、まず1番目としまして、前回指摘しました3月末の会計課の処理金は適切に処理されておりました。今後もおくれることなく迅速に処理をするようお願いしました。

それから、2番目としまして、会計課における支出命令書の整理、保管状況についても、時系列であったものを款別とか、そういう意味におきまして検討をお願いしておったわけですが、改善が見られ、細分化され始めております。引き続き改善策に取り組んでもらうようお願いしました。

2番目に、郵便口座での支払いに関する調整表がないので、他の金融機関と同様に作成するようにお願いしました。

それから、4番目に、由布市の総合口座と上水道口座に銀行から入ったときのお金が振り分け誤りがありますが、通帳の金額とありまして、通帳の金額と書類上の金額に差異が見られましたが、総額においては適正に処理されていると認めました。

それから、5番目としまして、水道料の未収入金につきましては、安易な不納欠損処理をすることなく、滞納整理に努めるようお願いしました。また、次の3カ所につきましては、現金実査を行い、必要に応じて改善策を求めました。

まず1番目に、湯布院健康温泉館でございますが、前回、検討をお願いしました、土曜、日曜、それから祭日の売上金の管理については改善されておりました。2番目に、ゴールデンウィークの入場者が多いときに、つり銭が足りなくなることもあるため、繁忙期に必要なつり銭の額につ

いて会計課と検討するようお願いしました。

2番目に、庄内振興局地域振興課みことピア庄内ほのぼの温泉館については、現地で現金の実査を行い、適正と認めました。

それから、挾間町のB & G海洋センターにおきましても、現地にて現金実査を行いました。これも適正に処理されていると認めました。

次に、18年5月末の分ですが、お願いの事項が5項目ありまして、1番目に、17年度末の予算現額に対する歳入不足額が大きい箇所がありました。それで不足となった理由が繰越明許費が原因でない場合には、今後は減額補正をするよう指導させていただきました。

2番目に、限度額を超える小口現金を会計課が手元に保管していたことがありますので、事務処理上の一時的な預かりであることは会計課の説明で一応認めましたが、その場合にも、手元に保管するのではなく、金融機関に預けるように指導させていただきました。

3番目に、会議等での食糧費の支出命令書には、会議の出席者名簿や出席人数等がわかる明細などの添付をする必要があるんじゃないかならうかと。単なる金額のみの記載でなく、明細を添付する必要があるんじゃないかならうかと、そういうことが支出命令書を見まして感じたところがありましたので、所管課へ添付書類についての指導をするよう求めました。

それから、4番目に、工事請負費の支出命令書には、確認のため完成写真を添付した方がよいのではなからうかと、今後は完成写真をつける方向で検討をお願いしたいということをお願いしました。

それから、5番目に、水道事業会計につきましては、特に指摘事項はありません。

それから、18年6月末の出納検査の結果でございますが、支出命令書の添付書類につきまして、保守点検及び単価契約等における委託料請求書の検収状況が確認できる資料の添付が不足しているように見受けられましたので、これも改善をしていただきたいというお願いをいたしました。

それから、18年7月末の例月出納検査におきましては、3項目と2項目ありますが、最初の1番目は、歳計外の現金が総合口座に入っております。この金額は銀行の方で入れ違いがあるかと思いますが、金額の明細がはっきりしているのであれば、歳計外の通帳に移すようにして、歳計額の残高の金額と一致するように、金額の移動で是正するように検討を求めました。

それから、2番目の、水道料の未収増加にもつながります水道電算システムの不具合は、業者を含めた検討の上、早く解決するようお願いしました。現在、電算システムがちょっと具合が悪いようであります。

それから、3番目に、浄水場の汚泥を薬品で圧縮することによりまして、処理に係る経費が削減できるのであれば、今後の汚泥処理での運用を精査して、経費削減に努力してもらうよう検討

いたしました。これが費用がかなりかかるようであります。

次に、現金実査の状況でございますが、塚原原発廃棄物の一時保管所については、現金の取扱者の指定について検討が必要かと思われます。2番目の、挟間公民館におきましては、現地で実査をいたしました。適正に処理されておりました。

これで例月出納検査の報告は終わります。

次に、定期監査の結果について御報告申し上げますけれども、6月議会の後から本日までの間に2回に分けて定期監査を行っております。最初の監査は18年7月28日と、8月1日に監査を行っております。

監査の要領といたしましては、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う旧3町からの由布市への事務引き継ぎ事項の進捗状況等について、各課より聴取いたしました。

監査の対象としましては、6項目ありますが、まず最初の福祉対策課につきましては、保育料の滞納整理に努力するようお願いしました。それから、所管の4施設につきましては、小松寮、寿楽苑、西庄内保育所、挟間保育所でございますが、この4カ所の施設は将来管理委託や民営にすることを検討する必要があるのではなかろうかということで検討をお願いしております。

2番目に、生涯学習課でございますが、これは県南の方ですか、海の家などの対費用効果を上げるため、もっとPRして利用率をアップさせるようお願いしました。これは収益の方が少し費用を下回っておるという結果についてでございます。

それから、次の3番目に、体育振興課につきましては、前回の定期監査での指摘事項は改善されておりました。いわゆる日計表の作成と現金の取り扱いでございます。それから、もう一つといたしまして、国体で宿泊施設として使用するのであれば、スポーツセンター等の老朽化した施設の改善、改修が必要であるというふうに感じられます。

4番目に、総合政策課についてですが、ふるさと融資制度については、元本について市が負担を負うことはないという覚書を確認しました。次に、アンケートの分析を現在コンサルタントに委託しておりますが、これをコンサルタントに委託するのではなく、課で対応できないか、検討を求めました。次に、各種検討委員会が多過ぎるんじゃないかという議論もありましたので、これの整理統合はできないかという検討を求めました。

次に、収納課ですが、前回の定期監査で指摘しました日計表は整備されておりました。

次に、収納課につきましては、安易に不納欠損処理をしないで、人員をふやし、現在の業務範囲である地方税だけでなく、使用料・手数料の「料」まで業務の範囲を広げて一括して業務ができないかどうか、これにつきまして引き続き検討を求めたところでございます。

次に、農業委員会ですが、庄内町からの引き継ぎ事項であるJM牧場問題については、予算が凍結中とのことでありますが、今後の裁判の結果を受けて早急に解決させるようお願いしました。

次に、2回目の定期監査でございますが、監査は平成18年8月28日に行いました。

監査の概要等につきましては前回と同じでございますが、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う旧3町からの由布市への事務引き継ぎ事項の進捗状況等について、各課より聴取いたしました。

まず、監査としましては、学校教育課でございますが、一部の見積書に積算のわかる書類が添付されていなかったと、結局金額のみであったということがございますが、今後は統一して見積書の提出段階で積算根拠を明確にするように改善を求めました。

次に、小松寮についてでございますが、小遣い等を預かる利用者の数が100名近くおありまして、数が多いので、全体でまとめた日計表、残高表の作成、いわゆる管理簿の作成をするよう検討をお願いしました。

それから、市民課については、特に指摘事項はありませんでした。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 例月出納検査並びに定期監査の結果報告が終わりました。

次に、一部事務組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議長、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 皆さん、おはようございます。それでは、由布大分環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。

平成18年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会が平成18年7月11日午後2時より、由布大分環境衛生組合会議室で開催されました。その結果について報告をいたします。

まず、管理者、首藤奉文由布市長よりあいさつがありまして、会期は当日1日限りとし、承認1件、議案1件が上程をされました。

承認第1号専決処分（大分県退職手当組規約の一部を変更する規約）でございますが、平成18年3月31日から、市町村合併に伴い国東市を加入させ、同組合の規約を地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、変更するものでございます。

審議の結果、承認することに決定しました。

続きまして、議案第12号平成18年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）について。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,178万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,449万9,000円とするものです。

主な歳入補正は、清掃費負担金、減額の243万8,000円で、内訳としまして、由布市241万円、大分市2万8,000円でございます。この負担金については、平成17年度のごみ・し尿の搬入実績が確定したためによる減額であります。また、17年度繰越金見込み額として2,422万1,000円を計上しております。

主な歳出補正は、総務費122万7,000円の増額であり、臨時職員の健康診断委託料

14万円、情報通信整備委託料105万7,000円などです。衛生費932万9,000円の増額であり、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の16万9,000円、負担金補助及び交付金916万円で、17年度福宗清掃工場負担金が確定した精算金であります。

採決の結果、全員の賛成により可決されました。

なお、詳細な資料につきましては、私の手元にありますので、必要があればいつでもお申し出をいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分に再開します。

午前10時52分休憩

.....  
午前11時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、各常任委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 閉会中の総務常任委員会の視察研修を報告いたします。

当委員会は、7月24日から27日の4日間にわたり、石川県かほく市、新潟県魚沼市を視察研修しました。

日程第1日目、平成18年7月24日、月曜日、石川県かほく市。同じく2日目、7月25日、火曜日、新潟県魚沼市。3日目、平成18年7月26日、新潟県佐渡市です。これは自主研修でございます。

視察研修の目的についてですが、本市と類似する団体の「分庁舎方式による合併後の課題について」を主題として研修調査を行いました。

日程第1日目ですが、平成18年7月24日、月曜日、13時30分から4時30分、場所は石川県かほく市役所、宇ノ気庁舎でございます。出席者は、総務常任委員7名、事務局1名。かほく市側からは、議会議長、山田孝一氏、副議長、西田正剛氏、議会事務局長、英哲雄氏、総務部長、中田政昭氏、ほか関係職員2名の出席をいただきました。最初に、かほく市議会議長の山田孝一氏より懇切丁寧な歓迎のあいさつを受けました。

石川県かほく市の概要についてですが、少し説明したいと思います。

新市「かほく市」は、石川県のほぼ中央に位置しております。県都金沢市の北約20キロに位置し、面積は65平方キロメートルです。挾間町よりも少し広いというようなところでございます。農地が約53%を占めております。

かほく市の誕生は、平成16年3月1日、金沢市に隣接する高松町、七塚町、宇ノ気町の3町

が分庁舎方式による対等合併をいたしております。石川県内で第1号の合併新市となっております。

人口は3万4,000人、合併当時の議員数が44名、在任特例を1年2カ月間適用しております。現在の議員数は18名、平成17年5月1日に改選がされております。委員会は3委員会でございます。

主な研修事項ですが、分庁舎方式による合併に至った経緯。ここは3町対等合併で合意しております。そのために旧町の庁舎にそれぞれある庁舎をそのまま存続するという事です。そして、一つの庁舎にすべてを集めることは施設が整わないということで、分庁舎方式になっております。

最初に非常に疑問に思ったのは、挾間町よりも少し広いような面積の中に3町がありまして、それに人口が3万4,000人ですから、超過密したような感じが受けました。過密都市というんですか、非常に狭い中に、それでなぜ分庁舎方式かという非常に疑問も持ったわけですが、それはよく話を聞いてみると、それぞれのある庁舎をそれをそのまま生かして分庁舎で置いておくと、そのことがただ分庁舎方式と、そういうふうになったような気がしております。ですから、3庁舎間の距離も全長で9キロですから、車で行き来をしても15分でこっちからこっちまで行き着きます。ですから、庁舎の位置に関しては、もう問題なくすんなり位置は決まると、もう合併当初から内々のうちには本庁舎はどこだということは、皆さん市民がもう大体決めておったと、そういうところでございます。

合併は、2町の中学校が大変傷んでおった、老朽化しておった、それで建てかえが迫られております。したがって、単独ではもう建てかえができないと、じゃ何をするか、じゃ合併特例債を、これをひとつ使おうじゃないかと、そういう考えのもとに近代的な中学校の建てかえを計画しております。そういったことが合併に至った経緯となっております。

次に、各庁舎間の連絡の方法、これは決裁のとり方とか、文書の送付のやり方、その点について研修しました。これは中間の七塚庁舎にすべてを集めて、午前、午後それぞれ1回ずつ配達・回収を行うということです。これは職員が対応しております。それから、決裁文書についてファイルに入れて回すということになっております。

ここでちょっと気になったんですけれども、電子決裁システムを導入しております。もうパソコンからパソコンに決裁を飛ばすという、そのシステムを導入したんですが、職員の不慣れとか、システムのふぐあいで、全くこれが機能していない。現在は、ですから中止しております。

それから、次に、合併後の財政の状況について研修しました。合併前にそれぞれの旧町村が駆け込み事業を多発しております。そのために起債とか事業費が大変膨らんで、これが合併後に大きく引きずっております。それから、なにせ第1号の合併ですから、合併特例債事業が限定され

ているということをあまり意識がなかった、市民にですね、何でもこれは利用されるんだという  
ような感覚のもとに合併しております。ですから、見込み違いや、合併後に「こんなはずではな  
かった」というような思いが随分あるようです。合併後の財政状況は大変厳しく、平成20年度  
以降は、はっきり言って、全く予算が組めないと、そういう状況にあります。それから、合併特  
例債可能額の、これの可能額ですが、既に32%も実施しておると、そういう状況でございます。

それから、次に、分庁舎方式による合併に対しての住民、職員の反応ということで研修しまし  
た。

まず、住民サイドから、住民の声ですけれども、分庁舎方式に対して特にクレームが多かった  
課ですね。あそこは25課あるんですけども、15課に対する苦情が多かった。それから、  
サービスセンター　これは由布市の場合は地域振興局と言っております　サービスセン  
ターでは迅速な事務処理ができない。それから、各庁舎間の各課の配置がわかりにくい。それか  
ら、バリアフリーの整備がされていないとか、エレベーターがないとか、これはいろんなことが  
ありましたけれども、とにかく3点のみにまとめております。

それから、職員サイドの方からですが、庁舎間の移動に問題がある。これは近いんですけど、  
どういう問題かちょっと……、あるんでしょう。それから、公用車の台数が少なくて取り合いに  
なると、そういうことも言っておりました。それから、急ぐ決裁や回覧がスムーズに回らない。  
相談室のスペースがなくて、プライバシーの確保ができない。駐車場が足りない等々、行政、職  
員サイドから出ておりました。

次に、今後の方向についてですけれども、現在、市長部局で庁舎検討委員会を立ち上げており  
ます。今後6回ぐらいの委員会で取りまとめて、市長に答申が出される予定になっております。  
答申結果を踏まえて、3月議会で結論を出すというふうになっております。それから、財政上、  
新庁舎を建設する状況にはない。したがって、現在の庁舎を有効活用しながら、今の本庁舎にな  
っております今の事務所の横に商工会館がありますので、それを庁舎にするというような話も伺  
っております。

最後に、このかほく市の分庁舎方式の特徴ちゅうのは、庁舎間の距離が近い、あまりにも近か  
ったことですね。ですから、一つの駅を2町で共有する。一つの町には駅がありませんので、  
2町で一つの駅を共有する。それで、市民の方はこの分庁舎方式については、だれもよいと思っ  
ていないというような意見のようでありました。現在、各庁舎にサービスセンター　ここの  
振興局ですが　設置しているが、これは近いうちに廃止の方向で検討している、あまり意味が  
ないということです。それから、電子決裁システムを導入したが、運用を中止しているというこ  
とですので、この事例に関しては、今後由布市の合併にとっても非常に参考になったんじゃない  
かと思っております。

以上でかほく市の研修を終わります。

次に、日程2日目ですが、平成18年7月25日、火曜日、2時から5時までです。場所は新潟県魚沼市の小出庁舎です。出席者は、総務委員7名と事務局1名。それから、魚沼市からは、議会議長の岡部忠好氏、議会事務局長の桜井清博氏、企画課長の中川太一氏が出席をいただきました。魚沼市議会議長さんの岡部忠好氏から懇切丁寧な歓迎のあいさつを受けました。

この魚沼市の概況ですが、新市「魚沼市」は新潟県の南東に位置し、福島県と群馬県に接しております。総面積は947平方キロメートル、約由布市の3倍です。広大な面積を有しております。

魚沼産コシヒカリに代表されるように、日本有数の良質米の生産地として全国に名を知られております。また、この一帯は、日本有数の豪雪地帯であります。山林原野が75%を占めておりますし、近年では過疎化と急速な少子高齢化が進んでおります。

平成16年11月1日に6町村が合併いたしました。城之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村の6町村が対等合併して魚沼市が誕生しております。

しかし、合併直後に中越地震の被害や、昨年の豪雪被害、たび重なる被害で、まだ復興も完全に進んでいないというような状況にあります。

人口は4万3,700人です。議員数は、合併時が96名です。在任特例を1年6カ月間適用しております。96名の議員数ということで、全国的にも大変話題になったというようなことで、体育館で議会をやるんですけども、後ろの方の議員はもう見えないというような状況にあったと、そういう話も、1年6カ月間は大変苦労したというような事務局の話をしていただきました。それから、委員会が6委員会あります。これまた6委員会ありまして、各町村から委員長は1人ずつ選出しております。6委員会の委員長が各町村から1人ずつ出ております。

次に、主な研修事項ですけれども、分庁舎方式による合併に至った経緯については、ここは非常に広域なもんですから、早くから広域行政が進んでおったことも要因して、2町4村による広域合併（分庁舎方式対等合併）が実現しております。それから、合併するに当たっては、住民と直接接する窓口業務はすべて各庁舎に配置する。それから、2町4村による広域合併のために職員数が800人になった。とても800人を収容する庁舎がありません。したがって、主な目的は、分庁舎にしたちゅうのはこういうことじゃなかろうかと思っております。それから、この6町村間の、あまりにも多いもんですから、それぞれの地域、住む場所も違うもんですから、確執があって、それとか在任特例の適用等で新市の事務所の位置決定に相当難航しております、ここはですね。

それから、次に、ここは各庁舎間の連絡の方法ですね、決裁のとり方とか、文書の送付ですが、各文書は庁舎間の流れをもうきちっとつくってございました。今、仮本庁舎であります小出庁舎を

朝9時45分に職員が出発します、文書係がです。そして、5庁舎を經由して、11時45分に小出庁舎の方に到着します、約2時間かけてですね。それから、午後の部は、その小出庁舎から1時50分に出発して、5庁舎並びに今度は消防署がありますので2消防署を經由して、4時に仮庁舎の方に帰ってきます。これ職員がすべて対応しております。ここは電子決裁システムは導入しておりません。それから、市長決裁について、急ぐ場合は本人が持ち歩くそうです。持ち回りをして決裁をとるそうです。各庁舎間に光ファイバー網を入れて、情報基礎整備事業というのを完了しております。事業費が5億7,600万円ということでございます。

次に、合併後の財政状況ですけれども、広域合併で非常に肥大化した、大きくなった行政機能の維持が困難である。大変大きくなったもんですから、非常に困難であると。それから、財政負担が上昇して、財政規模が合併前に比べて相当に膨らみに膨らんでしまった。それから、今後、本庁舎化への問題等々、これも由布市の場合と同様、財政をどう立て直すか、これが本格的な議論が今から必要だということです。

それから、分庁舎方式による合併に対しての住民、職員の反応ですけれども、住民の方は、総合事務所、総合事務所ですが、本市では地域振興局と言っておりますけれども、総合事務所で解決できずに、遠く離れた本課まで出向くことが多くて苦情が出るということです。それから、分庁舎方式ですけれども、一般市民は分散型の、ただ散らばっただけの分散型庁舎方式じゃねえかと、そういうふうにする市民も多いそうです。したがって、役割や責任の分散で、たらい回しにされるというような、非常にそういうこともあるというようなことです。それから、同じサービスの提供ができないことに対する市民の不満がある、そういうことも言っておりました。それから、職員の対応、接遇の悪さに非常に温度差がある。広域合併で離れておるもんですから、非常に温度差がある。そして、合併後2年がたったが、職員は全く変わっていない、事務分担がはっきりしないというようなお話もありました。それから、周辺部対策が非常におくれておる、豪雪の関係で非常に周辺対策がおくれておるというようなお話も聞きました。

それから、行政サイドからは、総合事務所と本課の役割、それから責任と権限の明確な区分がこれから重要であると、そのように言っておられました。それから、総合事務所の職員ですが、窓口業務の仕事だけに、非常にそれに満足しておると。したがって、本来やるべき業務に対してモチベーションが非常に低下しているんじゃないかと、そういうお話もありました。それから、事務効率が悪くて、政策調整や意思決定機能が働きにくい。それから、庁舎間の移動時間がかかって、非常に経済的ロスが発生する。それから、職員間で統一した事務事業のマニュアルが、せっかくつくったマニュアルがなかなか浸透せずに、職員間で活用できない。それから、危機管理に対する初動体制の低下。非常に広域のために初動体制、ぱっと出るちゅうのがなかなか非常にできない。したがって、現在、このことについてはしっかりと見直しをやるということになっ

ております。それから、総務部と議会が離れているために、市長、議長の連絡調整がうまくいかない。定例会中は、事務局長が総務部に通うことが多いというような、そういうお話もしてありました。ここら辺は何となく身につまされたようなことです。

今後の方向についてですが、財政健全化計画、17年から21年度、17年ですから2年過ぎておりますけれども、5カ年で33億円の削減を目標にしております。そして、10年以内に本庁舎を建設し、市民中心の庁舎建設検討委員会を設置し、市民レベルで議論をするというようなお話をしておりました。今、地域審議会というのがあるんですけれども、これをコミュニティー協議会を設置して、行政から地域の人たちでやる組織づくりを目指すということです。それから、退職職員の補充については、職員採用については年間最大で4名以内とする。10人退職しても4名ですと、そういうことを言っておられました。

最後に感じたことですが、地震被害、豪雪災害、財政難、広域合併による弊害等で、由布市と比べて格段に財政状況が厳しいのがうかがえました。行財政改革を進めながら、今後、本庁舎方式へ取り組まなければならない、共通する課題や問題点をクリアしながら試行錯誤が続くんじゃなからうかと思われまます。いずれにしても、全国各地でこういう同じ悩みを抱えている新市は多くあると思われまます。しっかりと腰を据えて、市民の力と創意工夫で魅力的なまちを構築すべきと思われまます。

今回の視察研修は、今後の由布市の庁舎問題についても大変参考になりました。実に実りのある研修であったことを付記して、報告といたします。

終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 閉会中の委員会調査研修報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会は、委員7名、事務職員1名で、平成18年7月12・13日、両日にわたり由布市の給食センター建設に資する情報収集のため、県内2カ所の給食センター、また由布市営の保養施設となりました、旧湯布院町の「海の家つるみ」の実態を視察研修しました。

視察研修先及び対応につきましては、まず1カ所が豊後大野市三重学校給食共同調理場、対応者が教育次長、大木義政氏、及び給食調理場管理課長、久保田真義氏。2カ所目が佐伯市剣崎学校給食センター、対応していただきましたのが所長の山本雅美氏。そして、由布市「海の家つるみ」が管理者、池澤洋氏に対応していただきました。視察研修先の対応は、詳細にわたり懇切丁寧な説明をしていただき、実りある研修となりました。

日程につきましては、12日8時、湯布院庁舎を出発し、庄内、挟間庁舎にて委員が乗車後、三重、午後は佐伯へ向かいました。佐伯の視察終了後、「海の家つるみ」へ向かい、視察と宿泊を行いました。宿泊につきましては、夕食、朝食ともに自炊という質素な研修でございました。

13日、10時に出発しまして、途中、「道の駅やよい」等を見学しまして、午後、由布市に到着いたしました。

その視察研修の概要と収集資料について報告いたします。

まず、豊後大野市三重学校給食共同調理場につきましてですが、竣工が平成13年7月、事業費が7億2,395万1,000円、用地は旧三重町の土地開発公社から9,809万2,000円にて購入しております。面積は、敷地が7,378平米、延べ床面積1,341.56平米、一部2階建てとなっております。調理の食数は1,762食、1日につくっておりますが、能力としましてのマックスは2,200食ということです。この給食を12校へ配食しております。厨房の方式はフルドライ方式で、オール電化という形の、極めて珍しい、全国的にも珍しいシステムをとっております。その他の特徴に、アメリカのNASAの衛生管理システムでもございますHACCP、ハセップ、衛生管理システムを導入してありまして、極めて衛生の指導が徹底しているシステムを採用しております。職員の体制は、正規9名、嘱託・パート9名、嘱託運転手4名の、22名体制でございます。

次いで、佐伯市剣崎給食センターですが、竣工が平成13年4月、事業費が3億9,000万円、用地は市有地でございます。面積は、敷地が2,260.08平米、延べ床面積783.3平米、一部2階建てとなっております。調理食数が1,866食の1日給食でございます。マックスが2,000食ということでございました。この給食を4校への配食ということでございます。厨房の方式はフルドライ方式でございます。その他の特徴といたしまして、残滓、残飯ですね、残滓や野菜の切りくずなどを堆肥として再生利用するという、「土カエール」という名前でしたけれども、そういう装置を導入しております。職員の体制は、正規10名、臨時5、シルバー人材からの運転手が2名で、17名体制で行っております。

次いで、視察により収集しました情報について御報告いたします。

我が由布市の計画している給食センターは、市内20校の小中学校をカバーする想定であり、今回の2カ所とも配食数が由布市の予定の2分の1程度の規模でありました。しかし、建設に当たったの留意点は数多く、貴重な示唆を与えていただきました。

以下、その主たるところを挙げてみますと、第1にコスト面からですが、1点として、給食センターの建設に際しましては、建設すること自体の費用だけでなく、建設後のランニングコストについての配慮が欠かせません。とりわけ光熱費及び水道料金に関する検討は、重要な課題となることが確認されました。

第2点として、厨房方式はフルドライ方式が主流となっている中、熱源を電気、ガスあるいは石油、いずれにするかでコストが変わってきます。一つに絞るのか、あるいは複合とするのか、専門的立場からの方針決定が必要かと思われまます。

第3点として、人件費に関しましては、正規職員とパートタイマーとの効率的な配置が検討されなければならないと思います。佐伯におきましては、正規の職員が退職の後には、臨時を採用していくという方針と伺いました。

第4点として、調理による廃熱の中で、極めて熱くなるんですが、熱を使いますので熱くなるのですが、冷房に当たっては、佐伯の事例ですけれども、部屋全体を冷やすのではなく、調理員に直接冷風を送るジャバラ式で移動可能になっているスポットエアコンという方式がありますので、これはなかなかアイデアだなと思いました。経費も削減できるし、調理員本人の冷房効果も極めて有効だということです。

次いで、衛生面からですけれども、給食によって食中毒を出すことは絶対に避けなければならないのは周知の事実でございますが、その点、豊後大野市の三重におきますハセップ、HACCP衛生管理システムというのは本当に特筆すべき方式となっております。O157とかの食中毒の怖さは非常懸念されますけれども、調理室の室温を25度以下、湿度80%以下の環境の中で、加熱は75度以上で1分以上、温菜は65度以上、冷菜は10度以下で保ち、なおかつ調理後2時間以内に喫食するというマニュアル、これも文科省からも出ておりますが、このマニュアルに沿った形を完全にクリアできるハセップなどは考えなければいけない点であるなと思います。

2点目に、厨房を区域割りするんですけれども、汚染作業区域、これは原材料の搬入区域になりますけれども、汚染している作業区域と、非汚染で準清潔区域、その次に非汚染で清潔区域というふうに、きちんとゾーニング、区割りをいたしまして、調理員は消毒とエアシャワーによる汚染塵埃の防止、それがなされ、食材は、そこで調理されました、材料切り込みなどをしました食材はパススルーの冷蔵庫、こっち側から入れて向こう側から取り出すというパススルーの冷蔵庫経由で次の工程へ移る方式となっております。こうして食材と調理員の動線の中から2次汚染が発生するのを防止しており、衛生面の配慮は本当に重要であるなということを確認いたしました。

次いで、3カ所目の「海の家つるみ」について報告いたしますと、湯布院町と姉妹都市でありました鶴見町に「海の家つるみ」、鉄筋2階建てが1棟と大型ログハウスが1棟ですが、建設されてから既に15年近くたちまして、合併によって湯布院町は由布市、鶴見町は佐伯市というふうに行政単位が大きく変わりました。同時に、「海の家つるみ」も湯布院町営から由布市営となり、今後の位置づけをどうするかという課題が生じています。先ほど監査の方からも御報告伺いましたが、極めてこの「海の家つるみ」があるということ自体の周知徹底、PRがなされていないのが今の由布市の現況であると思います。この「海の家つるみ」も湯布院町営から由布市営となり、今後の位置づけをどうするかという課題になりますけれども、このまま存続するのかとか、あるいは指定管理者導入するのか、または売却するのかという選択が迫られていると存じます。

この「海の家つるみ」の建物の現況ですけれども、15年ですから、多少は古くなっていますが、十分に保養施設として機能しております。管理者による手入れも行き届き、快適な宿泊条件でありました。ただ、昨年の台風14号による被害で、収納部屋の雨漏りがまだ修復できないままに現在に至っているという点は、早急な修理が必要だなと感じました。

今後の課題としましては、十分に宿泊施設として利用可能な施設であるにもかかわらず、今申し上げましたように、その存在が市民に周知されていない点、社会教育とか、子どもの育成会とか、他の諸団体の研修等、利用団体は数多くあるはずですが、合併後に、このような施設を使ってほしいという市民へのアピールがほとんどないままになっています。どうも宝の持ちぐされというふうな感じがしてなりません。今後、利用者・団体の増加を図る広報活動を行って、利用に関する具体的な実数を把握した後、市民にとってどのような価値があるのかを明確にすべきだと考えます。直営、指定管理、売却、いずれにしろ、きちんとした分析に基づいた根拠ある方針決定がなされるべきだというふうに考えております。

以上、給食センター2カ所、保養施設「海の家つるみ」の視察研修に係る報告を終了いたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の調査研修報告を行います。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず、調査事件でございますが、建設水道常任委員会行政視察についてでございます。調査研修の期間ですが、平成18年7月20日から22日でございます。調査研修地は、1の岐阜県揖斐川町、徳山ダムの建設所、2番目に長野県の大町市。調査研修視察者ですが、建設水道常任委員会、全委員でございます。それから、事務局の衛藤哲雄主幹でございます。

続いて、概要でございますけれども、平成18年7月20日、木曜日、岐阜県揖斐川町徳山ダム建設所の視察をいたしました。

その中で、ダムの概要でございますけれども、形式が中央土質遮水壁型ロックフィルダム、高さが161メートル、国内で3位でございます。堤体積でございますけれども、1,370万立方、これも国内3位でございます。総貯水容量でございますが、約6億6,000万立方メートルで、これは国内で1位でございます。総事業費が3,500億円。

利水につきましては、水道用水が岐阜県、愛知県、名古屋市。それから、工業用水といたしまして、岐阜県、名古屋市でございます。

事業の経緯についてでございますが、昭和32年に調査区域に指定されまして、昭和55年、

つけかえ、道路工事着手いたしましたして、平成12年、ダム建設工事の起工式。平成17年、堤体盛り立て完了をいたしましたして、平成18年秋、試験湛水開始予定でございます。平成20年3月、事業完了予定でございます。ダム建設所、船越氏の案内により、建設パビリオン及びダム建設現場において、数時間にわたり詳細な説明を受けました。

平成18年7月21日金曜日、長野県の大町市の視察でございますけれども、大町市議会委員に訪問いたしましたして、市議会の建設常任委員長、都市計画・国営公園対策各課長並びに各担当者より詳細な説明を受けました。

大町市の概要でございますけれども、平成18年1月1日に八坂村と美麻村編入合併をいたしましたして、人口が3万2,348人でございます。面積が5万6,499平方メートルでございます。市街地の標高が700メートル、都市の形態は山岳観光都市で、主な観光地といたしまして、立山のアルペンルート（黒部ダム）、仁科三湖、年間観光客が約300万人で、黒部ダム、鹿島、青木ヤナバスキー場、仁科三湖他でございます。

市の予算でございますけれども、18年度当初予算が一般会計で167億円、特別会計で国保外7会計で88億円、企業会計で病院事業外3会計で62億円でございます。

議会の構成でございますけれども、法定定数の26人、条例定数で18名、19年5月よりでございますが、現在は23名で、定数特例適用して、19年の4月までとなっております。

研修内容でございますけれども、我々建設水道常任委員会の立場から、都市計画マスタープランについて研修をいたしました。これは、市が民意の意向を反映しつつ、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業等の地域特性を踏まえ、将来おおむね20年後のあるべき姿や、都市整備にかかわるまちづくりの方針を定めることを目的とし、市の将来像を明らかにし、都市計画の基本的な方針を市民参加によって定めることで、地域づくりの積極的な市民参加を促す役割があると、また、基本計画が即事業化へ結びつくものではなく、事業化のためには、地元協議を初め、都市計画の変更手続き等が必要になり、10年後を中間年次と定め、見直しが行われるそうでございます。

市の現況でございますけれども、市道道路の状況が、実延長が819.7キロメートル、舗装率が63.5%でございます。

都市計画道路でございますが、12路線の延長が33.8キロメートル、改良率が42.1%でございます。防火地域・準防火地域指定面積が135ヘクタール、都市公園が8つの公園でございます。面積が33.6ヘクタール、市民1人当たりにしますと、開設都市公園面積で10.4平米でございます。

街なみ環境整備事業等まちづくりについてでございますが、生活道路等の地域施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域におい

て、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりと、潤いのある住宅市街地の形成を図ることを目的として実施されております。

今後の課題といたしましては、財政の都合上、計画の3分の1程度の事業費しか予算化ができない、十分な投資ができていないものが現状でありまして、また、点的なものになっており、面的な整備ができていないという状況でございます。

以上について、都市計画・国営公園対策課長及び係長より詳細な説明をいただき、また、市内で前記事業を実施した街なみの現地の案内をしていただきました。当市の当面の課題でございますけれども、経済対策、それから、ごみ処理場の建設、市立総合病院の医師、患者の確保、公共ネットワークの整備でございます。

次に、当委員会の研修を終えての所見でございますけれども、研修前日より岐阜県内を襲った集中豪雨の中にもかかわらず、大災害が起きている中、出発を見合わせるなどの心配をいたしました。幸い小雨にて、目的地、岐阜県揖斐川町の日本一の貯水量を誇る雄大な徳山ダムの視察ができました。巨大なダムを目前にして、驚くばかりの感動の意に接しました。

翌日、長野県大町市役所を視察にあたり、まず、隣市の岡谷市周辺で起きた土石流災害に遭われた方に対しましてのお見舞いを申し上げたところでございます。

当長野県では、19日に知事選挙の告示日でございます。あの脱ダム宣言の田中康夫知事と、元衆議院議員の村井氏が立候補されておられました。「ダム建設が実現していたら、水害の被害も防げたかもしれない」と地域の人々の声を聞くときに、現職、田中知事の「苦戦かの予想」をしていたら、結果は田中さん落選でございました。県民の判断は、「田中さん、ノー」でした。

私たち議員にしても、特と、一度厳しい判断を仰がなければなりません。公約をあげて当選して、市民の負託を受けなければなりません。公約あげて当選して、市民の負託を受けたなら、4年間は勝負です。我が市も合併したばかりです。今だからできることがあることのあるのではと、痛感をいたしました。

また、大町市内を見学、市街地の移転改修の環境整備には、補助金制度を約200万円を条例化して、着々と一つの方向に向かって整備されておりました。また、核となる駅舎の公衆トイレの新築には、障害者はもとより、スローユーザーも快適に使用できる配慮がなされておりました。

由布市も早期に都市計画のマスタープランを構築して、長期展望に立った3町の特性を生かしたまちづくりを実施しなければならないと痛感して、2泊3日の帰路に着きました。

以上にて、建設水道常任委員会の視察研修の報告を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。

午後は13時より再開をいたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、観光経済副委員長、太田正美君。

観光経済常任副委員長（太田 正美君） 閉会中の観光経済委員会の調査研修報告をいたします。

本委員会は、18年8月2日、3日、2日間にわたりまして、調査研修地を天草市及び上天草市と選びまして、行ってまいりました。

調査事件は、1つに合併に伴う観光振興策について、2点目が合併後の現状及び行財政改革の進捗状況について、の2点を主に調査してまいりました。

視察者は、委員長は欠席しておりますので、副委員長の私と、以下5名と、随行員として事務局の吉野君が、6名で行ってまいりました。

まず、8月2日朝8時より、市の9人乗りの普通車をお借りしまして、挟間庁舎を出発し、庄内庁舎、道の駅ゆふいんと、それぞれの議員さんを拾いながら、一路大分自動車道で天草を臨みました。行程的には、高速道路2時間、一般道2時間の4時間の行程でありました。大体向こうに1時ぐらいに着きまして、食事をして2時からの視察に臨みました。

まず、天草市についての報告をいたします。

天草市の対応は、議会事務局庶務係長、企画観光課係長、天草観光協会事務局長、議会事務局職員の4名でした。

天草市は、面積682.85キロ平方メートル、人口9万9,568人、それで、この3月に合併したばかりの市であります。職員が大体2市7町の職員合わせますと、1,600人いるそうです。1次産業が17%、2次産業が22.7%、3次産業が60.3%となっております。合併してすぐに選挙がありまして、議員定数が30名で、全市1区選挙とあったようです。議会は4常任委員会、これは、あまり研修目的とは関係なかったんですが、議員報酬が35万6,000円ということであります。

概要ですが、天草市は熊本県の南西部に位置し、周囲を海に囲まれた、天草上島と下島に別れ、また、御所浦島等で構成する天草諸島の中心部にあり、かの天草四郎時貞ゆかりの地として広く知られているところであります。

昭和16年に国立公園法の制定と、昭和41年の天草5橋の開通により、ゴールデンルートと呼ばれる、別府から九州横断道路を通りまして、湯布院、熊本、天草、島原、長崎という、こういうルートができて、当時、入れ込み客で600万人、宿泊客で70万人を誇っていたそうですが、年々それが減少傾向にあって、かなりの今は落ち込みがあるようです。

もう一方の産業として、熊本の漁業の90%は天草で水揚げしていたそうですが、その方も、

最近かなり弱ってきているため、観光に寄せる期待が非常に高まっているということですが、主な取り組みとしては、修学旅行とか、天草と長崎が組んだビジットジャパンなどが、主に取り組みとしてあげられるそうです。

もう一方、合併に伴う観光振興策についてであります。3月27日に2市8町が合併して誕生したわけですが、観光協会は2市7町の合併が4月4日に行われております。天草市観光協会というのが誕生しております。天草には、天草観光協会と天草市観光協会と2つのものがありまして、天草観光協会というのは、天草市と上天草市が、上島と下島が一緒になった観光協会と別々にあるそうです。

振興策としては、合併してから、市全体で60以上のいろんなイベントがあったそうですが、現在は52イベントに絞られて、そのほとんどが行政主体としてのイベントで、かなり、そのことが市の財政を圧迫している一つの要因となっているようです。今後、この改革に掲げ、外から人を呼べるイベントなのか、また、地域の祭り等の行事なのかというのを色分けして、地域の祭りは自分たちで主体的にやるようにというような方向性、イベントのスリム化を図っていきたいということでした。

また、外からの観光客については、熊本は地理的に三方を他県に囲まれており、今現在、ただの素通りとなっていて宿泊による利益が望めないと、日帰りの観光地となっているのが現状であるので、その問題点として、行くときも感じたんですが、海岸線通りを一本道でするしかないということで、高速道路等の高速交通網の整備が緊急の課題であるということだそうです。

もう一方、合併に対する市民の不満とか、苦情等がないかというふうなお尋ねをしたところ、今のところ、あまり、そういう問題は起きてないということです。ちょっと職員さんが言ったことに、1,600人の職員がいるということは、お互いの職員をほとんど、それが、いろいろ人事異動で交流してるわけですが、知らないことがあるのと、こういうふういろんなイベントが毎日のようにあるので、いわゆる、何をしているか、よく自分たちもわからないまま事業をやっているのが現状だというようなことをおっしゃってました。

大体4時に会議が終わりまして、その後、市の職員の方の案内により市内を見学し、天草四郎の博物館等に1時間ほど寄りまして、説明を受けまして、6時に宿に着きました。午後、向こうの天草観光協会の事務局長を囲んで懇談会をしまして、かなり話が弾みまして、深夜までの懇談会になりました。翌朝8時に宿を出まして、一路、今度戻りまして、上天草市の大矢野庁舎に向かい、10時からの会議に臨みました。

次に、上天草市の報告をいたします。

上天草市の対応は、議会事務局長、議会事務局局長補佐、企画政策課長、企画政策係長、行政改革室長の5名でした。

上天草市は、面積126キロ平方メートル、人口3万5,314人です。産業別の人口割合は、第1次産業が15.5%、第2次産業が26.9%、第3次産業が57.6%となっております。

この上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ、大矢野島、上島、その他の島々から構成されています。

視察内容は、合併後の現状及び行財政改革の進捗状況についてであります。

上天草市は、平成16年3月31日に、天草上島4町が合併して、誕生しております。合併後の現状であります。由布市と同様、分庁舎方式を採用している市であります。合併協定の項目に、今は大矢野庁舎を本庁舎としておりますが、松島庁舎を早急に、大矢野庁舎と同規模の庁舎を建て直すということで合併協議が整って、合併した市でありますので、どういうふうに、そのことがなっているのかという一つの検討をお聞きしたところ、行財政改革で、本年度ほとんどの基金を取り崩して、18年度の予算が組み立てられたので、来年度の予算がどういうふうになるか非常に心配なので、現状では、建て直しよりも総合的な庁舎を建てる方が理想ということであって、本庁舎方式への移行を検討中であるというふうにお答えがありました。

また、各地域への補助金カットもかなり大胆に行われております。また、合併時には在任特例を使いまして、1年1カ月の在任特例を採用して、大体61人の議員さんがおったそうですが、現在は26名の議員さんを全市1区の選挙で選んでおります。

ところが、各地域からの選出議員にかなりバランスが悪くて、ある地域からは……ある地域というのは、一番大きな大矢野町からは13名の議員さんが選出されておりましたが、一番下の小さな姫戸町は3名の議員さんしかいないということで、そのことが各地域のバランスが非常に崩れて、それにより地域の活性化がすごく悪くなってるというような意見もありました。

それと、もうすでに会派ができておまして、政務調査費も毎月2万円ほど支給されております。ちなみに、議員報酬は31万4,000円でした。

現状では、天草市と同じく、市民の不満、苦情はあまりないということでありました。

次に、行財政改革であります。まず1点目は、行政サービス改革です。

庁舎の配置については、先ほど説明したとおりで、人事については、業務日誌等によって職員の職務配分を把握した上での定員管理の適正化、退職の勧奨の促進、民間経験者の起用等を挙げておりました。窓口業務の充実については、1つの窓口ですべての行政サービスが受けられるように窓口を集中化すること、休日や業務時間外のサービス提供をしているということでありました。補助金改革については、交付団体等の統合及び団体の自立促進を検討しているということです。公共施設については、毎年決まった数の施設に指定管理者を導入している現状でした。

2点目は、財政改革です。

平成16年度の一般会計で189億8,182万円あったものが、平成18年に162億

2,200万円ぐらい、かなり落ち込んでおります。基金のほとんどを取り崩しての予算だそうですので、緊急の財政改革に迫られているということです。市税等収納率の向上対策連絡会議なるものを設置しております。その中で、滞納者に対する行政サービスを制限する等の納税意識の向上を図るような政策も検討しております。また、交通インフラ整備を実施して、ベッドタウンをつくることによって、企業誘致、人口減少対策、市税の確保等に取り組んでいます。

3点目が、意識改革です。

情熱ある職員、市民と歩む職員、あすへ羽ばたく職員等を、理想の職員像として職員の研修に取り組んでいるそうです。また、人事評価システム導入も検討、仮実施をしております。人事評価システムは、6月から試験的に導入しており、マニュアルに従って5段階の評価をつけていました。その評価に対して、職員の中にさまざまな支障が生じないように、評価する側と評価される側との間に綿密な話し合いを設ける必要があるとも強調しておりました。

以上ですが、感想として、平成の15年当時、天草市と上天草市は、合併協議会の中では2市12町を合併協議会で立ち上げておったんですが、この上天草市の4町が離脱しまして、その後、苓北町がもう1個離脱して、現在の天草市となっております。ただ、合併協議会の会長がいずれも現在の市長で、市長選挙は無投票であったそうですので、そういう地域間のあまり対立構造というのがあんまり見られなく、そういう選挙によるしこりもなく、また、市民感情もあまり問題意識がなくて、比較的穏やかな行政運営がされているようでした。

ただ、行政改革ということで見てた中で、上天草市は、市長と収入役しか三役はいままなくて、行政改革をしたのかなというふうに少しお尋ねをしたところ、助役は議会の同意を得られず、不在ということでありました。何か、ちょっとその辺が気になりましたけど。

以上、簡単であります。観光経済常任委員会の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

#### 日程第4．請願の取下げの件について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、請願の取下げの件についてを議題といたします。

本件は、さきの平成18年第2回市議会定例会において、建設水道常任委員会に付託し、現在、継続審査となっております請願受理番号10、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願いの請願でございまして、今回、請願者から、お手元に配付の写しのとおり、取下げの申し出がありました。

取下げの理由として、この道路は、現在農道であります。通学道路等の重要性に鑑み、本路線の一部を市道として認定願いたい旨、新たに請願書を提出いたしましたので、同一路線であります請願受理番号10を取下げます。

お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号10、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願いの取下げの件については、請願者からの取下げ申し出のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号10、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願いの取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

#### 日程第5．請願・陳情について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、請願・陳情を議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読をいたします。

朗読は、件名、それから、請願・陳情者の氏名、紹介議員のみとさせていただきます。

なお、氏名の敬称は略します。

まず、請願6件について朗読をいたします。

受理番号14、件名、あなみ保育園移転改築に関する請願、請願者、社会福祉法人庄内厚生館理事長秋田常雄、紹介議員、三重野精二、佐藤人巳、新井一徳、江藤明彦。

続いて、受理番号15、件名、由布市立湯布院中学校に隣接する道路（約200メートル）の市道認定、並びに改良工事のお願い、請願者、湯布院中学校PTA会長佐藤靖久外2名、紹介議員、立川剛志、高橋義孝。

受理番号16、件名、由布市における就学前までの医療費完全無料化を求める請願、請願者、大分県保険医協会会長小手川正司、紹介議員、吉村幸治、田中真理子、立川剛志。

受理番号17、件名、庄内町高岡佐平治地区大堤改修について、請願者、佐平治自治会長佐西昌次外8名、紹介議員、佐藤郁夫。

受理番号18、件名、災害復旧工事に伴う応分の助成措置について、請願者、湯布院町仲ノ瀬土地改良区理事長渡辺啓一郎外4名、紹介議員、山村博司。

受理番号19、件名、市道東行田代線改良工事の早期再開について、請願者、南田代自治委員首藤忠彦、紹介議員、丹生文雄。

次に、陳情1件を朗読いたします。

受理番号8、件名、老朽化に伴う街路灯及び歩道の補修について、陳情者、湯布院駅前中央商店街協同組合理事長篠原正光。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 朗読が終わりました。

請願受理番号14号から19号までの6件、陳情受理番号8号は、会議規則第134条及び第138条の規定により、お手元に配付の請願並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第6．報告第6号

日程第7．報告第7号

日程第8．報告第8号

日程第9．認定第18号

日程第10．承認第13号

日程第11．承認第14号

日程第12．議案第122号

日程第13．議案第123号

日程第14．議案第124号

日程第15．議案第125号

日程第16．議案第126号

日程第17．議案第127号

日程第18．議案第128号

日程第19．議案第129号

日程第20．議案第130号

日程第21．議案第131号

日程第22．議案第132号

日程第23．議案第133号

日程第24．議案第134号

日程第25．議案第135号

日程第26．議案第136号

日程第27．議案第137号

日程第28．議案第138号

議長（後藤 憲次君） 次に、本議会に提出されました日程第6、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書についてから、日程第28、議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの23件を一括上程します。

市長に、提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書についてでございますが、老朽化に伴う挾間町宮田浄水場及び取水ポンプ場電気計装更新事業について、旧挾間町で平成15年度から平成17年度の3カ年の継続事業を設定していた事業でございます。この事業が完成したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものでございます。

次に、報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

まず、冒頭に、財団法人陣屋の村の経営につきましては、議会を初め、皆様方の積極的な御利用をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

さて、5月16日に陣屋の村理事会が開催されまして、平成17年度陣屋の村の事業報告等が承認されました。これに伴い、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第8号財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について御説明申し上げます。

去る8月24日に、陣屋の村の理事会が開催されまして、平成18年8月31日をもって財団法人陣屋の村の解散が決議されました。解散につきましては、財団法人陣屋の村と由布市との間の陣屋の村管理運営に関する契約が平成18年8月31日までとなっていることや、議案第128号で、由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について御提案を申し上げておりますことから、平成18年8月31日で解散したものでございます。

次に、認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について御説明を申し上げます。

由布市の合併後、初の決算状況でございますが、まず、収益的事業から御説明を申し上げます。

総収益は2億7,594万735円となり、総費用は2億5,412万7,913円で、2,181万2,822円の純利益となりました。

次に、資本的事業についてでございますが、総収入は9,681万円となり、総支出額は8,750万7,641円となっており、決算では黒字経営となっておりますが、今後とも、なお一層の企業経営の健全化と経営基盤の強化に努め、水道事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、承認第13号、承認第14号は、専決処分の承認を求めるものでございます。

まず、承認第13号平成18年度由布市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申

し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに3,068万5,000円を追加し、総予算は146億5,030万2,000円となります。

主なものにつきましては、由布市優良基礎牛貸付基金への積立と、介護保険の事業に係る包括支援システムの導入経費でございます。

次に、承認第14号平成18年度由布市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに1,056万円を追加し、予算総額は146億6,086万2,000円となります。

主なものにつきましては、平成18年7月の集中豪雨で被災した農地及び農業用施設の災害査定を早急に受けるための測量設計業務委託費でございます。

以上、承認第13号、承認第14号を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第122号由布市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、由布市営武宮住宅が老朽化したため、これを廃止するものでございます。

次に、議案第123号由布市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、被用者保険と均衡並びに少子化対策の一環として、平成18年10月1日以降に生まれた者から出産育児一時金を現行「30万円」を「35万円」に改正するものでございます。

次に、議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、このたび、県の乳幼児医療費助成事業の制度改正がございまして、これに準じて、由布市の乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、少子化対策充実のため対象年齢の拡大として、10月から未就学児に入院、通院の医療費及び薬剤費を助成対象としております。また、入院時、食事療養費の助成を廃止することとしております。これは、介護保険制度や障害者自立支援医療における食事療養費の原則自己負担化など、最近の動向を勘案したものでございます。さらに、必要な医療を確保しながら制度の効率性と市財政の安定化を図るため、自己負担をお願いすることとしております。

金額につきましては、入院、通院とも1カ月間の間に1医療機関ごとに1日500円を上限として、入院については14日、通院では4回を限度としております。

なお、今回の改正に際し、経過措置として、本年の10月から来年の9月までの間、3歳未満児の通院については上限を月2回までとしております。

由布市といたしましては、財政の立て直しとして、行財政改革を進めている中であり、今後と

も持続性が必要である事業と認識しておりますので、県の助成制度に準じた形での制度としておりますけれども、一部自己負担の取り扱いにつきましては、行財政改革の進捗状況を見ながら、見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第125号由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、交通安全対策を推進する由布市交通安全対策協議会の位置づけと任務を明確にするための一部改正でございます。

次に、議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

土地改良事業につきましては、要望等を受けながら計画的に実施をしておりますが、国、県の財政状況が厳しいことから、ここ数年補助金の削減が行われてきております。しかし、これまで土地改良事業に要する賦課金につきましては、見直しを行わずに据え置いていた状況でございました。しかしながら、議員も御承知のように、由布市の厳しい財政状況からして、今回、賦課徴収率の見直しを行うものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第127号及び議案第128号は、指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

湯平ふれあいホールにつきましては、これまでの経緯や効果的、効率的な運営が期待できることから、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の第5条公募によらない指定管理者の候補者の選定の規定によりまして、施設の管理を湯平区区長に行わせるため、指定管理者の指定を行うものでございます。

次に、議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

平成18年6月6日、由布市陣屋の村指定管理者に伴う選定委員会が開催されまして、公募のあった別府市田の湯町3番7号、有限会社南九州スピード代表豊久伸彦氏ほか社員の同席の上、書類審査、面接審査等を行い、団体の実績や事業計画、収支計画等を選定基準に基づき総合的に評価した結果、有限会社南九州スピードが候補者として選定されました。その結果を受けて、担当課である農政課と指定に向けての細部における協議を行いまして、今回、指定管理者として有限会社南九州スピード豊久伸彦氏に由布市陣屋の村自然活用施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものであります。

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第129号由布市非核・平和都市宣言の制定について御説明を申し上げます。

核兵器の廃絶と恒久平和は人類共通の願いでございます。由布市民とともに、核兵器のない平

和で安全な社会の実現を目指すため、非核・平和都市を宣言するものでございます。

次の、議案第130号から議案第132号につきましては、市道路線の認定についての議案で  
ございます。

まず、議案第130号について御説明を申し上げます。

庄内町西大津留の市道瀬口中尾宗寿寺線と、市道宗寿寺線を結ぶ総延長468メートル、幅員  
3メートルの道路を市道中ノ尾線とするものでございます。

次に、議案第131号について御説明申し上げます。

湯布院町川上の県道別府湯布院線と市道花園線を結ぶ総延長340メートル、幅員3メートル  
から4メートルの里道を、市道宮園花園線とするものであります。

次に、議案第132号について御説明を申し上げます。

庄内町野畑の県道田野庄内線と竹田市直入を結ぶ総延長4,562メートル、幅員7メートル  
の農道を、市道庄内直入線とするものであります。

以上、市道として新たに認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求め  
るものでございます。

次に、議案第133号大分県消防補償等組合格約の一部変更について御説明を申し上げます。

消防組織法の一部が改正されたことに伴い、同組合格約の一部を変更するものでございます。

次に、議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し  
上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに5億5,884万3,000円を追加して、予算総額は152億  
1,970万5,000円とするものでございます。

まず、歳出の主なものを目的別に申し上げますと、総務費では、地域の振興活性化を図るため、  
ふるさと財団の支援を得て、資金の貸し付けを行う地域総合整備資金貸付事業及びJR小野屋駅  
舎新築に伴う小野屋駅周辺公衆トイレ設置事業となっております。

次に、民生費では、障害者支援法に基づく小規模作業所運営補助金、相談支援事業補助金、そ  
して、障害者就労継続サポート事業でございます。

次に、衛生費では、県の助成制度改正に伴う乳幼児医療費助成金と、予防接種法の改正に伴う  
MRワクチン予防接種の委託料及び不燃物の処理方法変更に伴い、処理単価の改正による資源ご  
みの処理委託料並びにごみ収集車の購入費、そして、簡易水道組合への水道施設整備の補助金等  
でございます。

次に、農林水産事業費では、中山間地域等直接支払い交付金の還付金と農道無田4号線舗装工  
事、そして、林道大分中部線整備事業でございます。

次に、土木費では、道路維持工事費の追加と道路新設改良の調整による追加でござい  
ます。

次に、教育費では、由布院小学校の屋根防水工事を初め、各小学校や給食センター、そして、スポーツセンターの修繕費となっております。

次に、災害復旧事業費では、平成18年7月の集中豪雨によります農業施設災害復旧の追加、また、公共土木施設災害復旧費では、事業主体が県に変更されましたので減額となっております。

以上が、歳出の主なものでございます。

次に、財源となります歳入の主なものは、国の防衛調整交付金及び国・県の支出金や市債、また、平成18年度の普通交付税が今回46億1,290万8,000円で決定されましたので、歳出に見合う財源調整を交付税で行っております。

次に、議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに2億2,809万3,000円を増額いたしまして、予算総額は34億6,813万4,000円となります。

歳入の主なものにつきましては、まず、国庫負担金、共同事業交付金の増額、繰越金の確定に伴う調整、また、事業の交付決定並びに超過交付金の精算等でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、超過交付金の返還並びに県支出見込みに対する増額の補正でございます。

主なものについて説明をいたします。

共同事業拠出金の増額、保険財政共同安定化事業拠出金並びに事務費拠出金の増額であり、保険財政共同安定化事業拠出金並びに事務費拠出金は、新規事業に伴うものでございます。また、償還金の増額につきましては、超過交付金の国並びに支払い基金へ返還するものでございます。

次に、議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに81万3,000円を増額いたしまして、予算総額は27億5,978万円となります。

歳入では、介護保険料で37万円、一般会計からの繰入金44万3,000円を充当しております。

歳出では、総務費の一般管理費に4万9,000円、賦課徴収費に8万5,000円、認定調査会費に30万9,000円を、諸支出金の第1号被保険者保険料還付金を37万円増額いたしました。

次に、議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに180万円を増額いたしまして、予算総額は1億5,058万8,000円となります。

今回の補正は、売店の仕入れにかかる原材料費180万円の追加でございます。財源として、売上収入180万円を充当いたしました。

最後に、議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的事業で、挾間町浄水場の薬品注入による汚泥発生処理委託料の増に伴うものと、挾間地域の継続事業終了により、有形固定で建設仮勘定より各固定資産振替に伴い、減価償却費の増加によるものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長並びに課長から説明を申し上げますので、何とぞ、慎重なる審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

議長(後藤 憲次君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程され、提案理由の説明がありました認定第18号平成17年度由布市水道事業会計の決算審査の結果について、代表監査委員に報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員(宮崎 亮一君) それでは、平成17年度由布市水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

審査の対象となります決算書類は、平成18年5月31日に管理者から市長へ提出されております。審査は、議選の吉村監査委員さんと一緒に、平成18年8月10日から11日までの2日間で行いました。

審査の方法は、審査に付されました決算諸表について、水道事業の財政状況及び経営状況を適正に表示しているかどうかを検証するために、関係証拠書類との照合によりまして、計数の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取しまして、審査を行いました。

審査に付された決算諸表につきましては、水道事業の財政状況及び経営状況はおおむね適正に表示されていると認めました。決算諸表の中で、旧挾間町の固定資産総額と減価償却累計額との数値が固定資産台帳の数値と異なっておりましたが、今回、これが修正されております。

平成17年度の由布市の決算による収益的収支の経営状況は、ただいま市長さんからもお話ありましたが、これをもう少し加えてお話申し上げますと、営業収益が2億3,890万4,000円、営業外収益が3,339万7,000円、それから、特別利益が363万9,000円で、合計総収益は2億7,594万円となっております。

費用につきましては、営業外費用が1億9,287万9,000円、それから、営業外費用が5,795万円、特別損失が329万9,000円で、総費用は2億5,412万8,000円とな

っております。

総収益と総費用の差し引きした当年度の純利益は、2,181万2,000円の黒字となっております。ただし、この収益の営業外収益の中に、他会計補助金、いわゆる一般会計からの補助金が3,290万2,000円入っておりますので、差し引き、自主財源によるところの純益は1,109万円のマイナスとなっております。

次に、決算審査意見書の中の経営状況の概要につきましては、由布市の17年度が、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6カ月間でありますために、決算意見書に記載した事項としましては、平成16年度との比較におきまして、旧挾間町と旧湯布院町の平成16年4月1日から平成17年9月30日までの分を合算した1年分で意見を記載しております。

そこで、若干決算書の中を読みましたときに読みづらい点があるかと思いますが、それをお含みの上でごらんになっていただきたいと思います。

4番目に、給水事業の概要につきましては、旧2町を合算した総排水量は434万6,923立方メートルで、前年……これは1年間でございます。前年度との比較で15万2,773立方メートルの減少となっております。

主な要因は、大口使用事業所の掘削による井戸水の利用等があります。また、有収率が由布市になって、16年度の有収率83.5%から80.5%と下降しておりますが、これは、当期水道管の凍結破損による無効雨水量の増と考えられます。また、17年度では、給水原価が給水単価を上回る損失の状態になっておりまして、ちなみに、給水原価が1立方当たり147円91銭、それから、供給単価が134円74銭となっております。いわゆる、損失の状態になっておりまして、その要因として、3町合併後の水道料金につきまして基本料金の引き上げも考えられますが、合併当時の基本水料の引き上げも考えられますが、今後、より効率的な経営努力が求められます。

次に、水道料金の収納状況につきましては、給水収益の未収額が、旧3町合併の前年度から増加傾向の状態が見られます。現状の組織の問題も考えられますが、経営の健全化のためにも早急な対策を求めるところであります。

なお、未収入金について121名、877名に対する金額329万5,000円の不納欠損が計上されておりますが、個人の年度ごとの集積ができなくなっております電算システムの不都合を早期に解消して、時効による安易な処理をすることにならないよう収納体制の整備が必要となっております。

以上、合併に伴い、住民福祉向上のために料金体系の改正も行っておりますが、水道事業経営成績及び財政状態は、合併を見る限りでは、給水収益の減少、営業費用の増大と厳しい状況が見られます。今後は、それらを踏まえた上で、営業費用等の経費節減を図るなど、健全経営へ向け

た計画的な取り組みを望むところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、決算審査の結果報告を終わりました。

これより、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

休憩します。再開は14時10分から。

午後1時55分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

まず、日程第6、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野といたします。よろしく申し上げます。

報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について、ということでございます。平成17年度由布市水道事業会計予算継続費につきまして、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、継続費精算報告書により別紙のとおり報告をいたしますということでございます。

次ページをお願いいたします。

この事業につきましては、旧挾間町で上水道におきまして、挾間の宮田浄水場及び取水場の電気計装及び動力盤、それと、取水場の建築の改良でございます。15年度に5億5,000万円の全体事業計画として計画をしておいた次第でございます。15年度、2億円の支払いが発生義務が1億2,635万3,850円ということでございます。

16年度、2億円の計画でございましたが、支払い義務発生額が2億4,915,585円ということでございます。15年度、16年度につきましては、繰越計算書により旧挾間町の議会の方に報告をしている次第でございます。

17年度でございますが、1億5,000万円の全体計画で実績の支払い義務の発生額は1億1,995万2,000円ということでございます。全体といたしまして、年割額は、計でございますが5億5,000万円ということで、実績が4億5,122万1,435円ということでございます。

この内訳でございますが、企業債が2億7,930万円、積立金の取り壊しが1億4,000万円、損益勘定留保資金といたしまして3,192万1,435円となった次第でございます。

この事業につきましては、旧挾間町のときに工事は終了いたしました。が、予算的な企業債の借入れが18年の3月となりましたので、今回の精算報告となった次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について及び日程第8、報告第8号財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出についての2件は、同一施設につき、一括して詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課、平野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人陣屋の村の経営状況を説明いたします。

まず、平成17年度財団法人陣屋の村の事業報告書から順に、平成17年度貸借対照表、損益計算書、財産目録につままして説明を申し上げます。

次ページをお開きください。

これが財団法人陣屋の村の理事長から提出された書類でございます。平成17年度の財団法人陣屋の村の事業報告書でございます。

平成10年4月に、財団法人陣屋の村として設立以来、8年目の決算となりました。新たに調理師2名を採用して、料理の売り上げ等の増収を図り、財団法人の目的に従って、独立採算が取れるよう職員一丸となって、日々、管理運営に努力してまいりましたが、社会経済情勢の引き続く低迷の中、宿泊研修者の減少、会議、懇親会等の減少により収益を伸ばすことができなく、由布市の支援を仰ぐことになった次第であります。

17年度は、ステーキ祭り、フグ懐石などを企画をいたしまして営業活動を行ってまいりましたが、増収に直接反映できませんでした、ということでございます。

事業実績につきましては、1から11まであるわけでございますけれども、主なものを御説明申し上げたいというふうに思います。

農業体験を行うふれあい農園の管理状況でございますが、柵式奥を除きまして、ほぼ100%終わっております。柵式は身障者が利用する農園でございますが、面積的にはわずかなものでございます。

次に、学童を対象とする栽培管理の学習指導事業でございます。

大分市内の保育園、幼稚園児の6園を対象として行ってまいりました。それから、植物観察指導並びに自然及び森林愛護思想の啓発事業ですが、小学校5校を対象として行っております。これは、挾間地域だけでございます。

それから、次のページ、3ページに移りまして、地域間交流による地域活性化と人材育成ということでございまして、4月24日から30日までふじウィークデーとして実施をしております。花見弁当、あるいは温泉館を1日無料開放いたしました。それから、都市と農村の交流の拠点となる受託施設の管理運営でございますが、ずうっと下記のとおりでございます。御一読いた

だけでよろしいかと思えます。

それから、4ページから6ページまで、それぞれ評議員の状況だとか、監査の状況、役員の状況、職員の状況でございますが、御一読をいただきたいと思えます。

それから、次に、決算の関係でございますが、9ページをお開き願いたいと思えます。

貸借対照表でございますが、流動資産の合計が686万7,613円でございます。それから、固定資産の合計が2,000万円で、資産の合計が2,686万7,613円ということでございます。それから、負債の部でございますが、流動債の合計が2,193万2,458円でございます。それから、基本財産の合計が493万5,155円でございます。資本の合計が493万5,155円でございます。資産の合計が2,686万7,613円、それから、負債の合計が2,193万2,458円でございます。負債資本合計が2,686万7,613円となっております。

次の10ページ目でございますが、損益計算書でございます。

営業収益が4,594万4,918円、それから、営業費用でございますが5,884万6,985円となっております。営業収益から営業費用を引きますと、マイナスの1,290万2,067円になります。営業外収益が548万8,730円でございます。

先ほどのマイナス要因の1,290万2,067円から営業外収益を引きますと、マイナスの741万3,337円になります。営業外費用が7万4,073円でございます。当期損失が748万7,410円となっております。

次のページ、11ページでございますが、欠損金処分でございます。

前期繰越損失金が757万7,435円ございまして、当期損失が748万7,410円ということでございまして、次期繰越損失金が1,506万4,845円となっております。

次の12ページ、財団法人陣屋の村収支計算書ですが、御一読願えればと思っております。

それから、13ページの17年度の陣屋の村受託補助事業の決算書でございます。受託事業といたしまして295万6,197円という決算額が出ております。この中身につきましては、御一読をいただきたいというふうに思います。

財産目録でございますが、14ページでございます。

流動資産の合計が686万7,613円でございます。次に、定期財産でございますが2,000万円……固定資産ですね、固定資産が2,000万円でございます。資産の合計が2,686万7,613円でございます。

次に、負債の部でございます。借入金を含めまして2,193万2,458円となっております。

次に、資本の部ですが、493万5,155円ございまして、負債資本の合計が2,686万7,613円となっております。

よろしく申し上げます。

次の15ページでございますが、これが、平成17年度の収支の実績を月別に表示したものでございます。御一読を願いたいと思います。

次の16ページでございますが、5月12日に行われました監査報告でございます。御一読を願います。

以上が、17年度財団法人陣屋の村の経営を説明する書類でございます。

次に、報告第8号財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出についてでございます。

議員の皆さんには、農政課参考資料の中に、それぞれ関連するものを入れておりますけども、後で御一読いただければというふうに思います。財団法人陣屋の村の寄附行為第34条の規定により財団法人陣屋の村を、平成18年8月31日をもって解散したので、関係書類を提出いたします。

次のページの2ページ目をお開きください。

解散理由でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、由布市が指定管理者制度により陣屋の村を管理運営することから、財団法人陣屋の村の由布市との間の陣屋の村の管理運営に関する契約が、平成18年8月31日までと締結しているため、財団法人陣屋の村を18年8月31日に解散するものであります。

この文章の表現が、少しおかしいというふうに感じておるかと思えます。県の方に問い合わせたら、こういう文書の表示ということで指導を受けましたものですから、こういう理由書、解散理由の説明書ということになっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。よろしくお願いたします。

認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、地方公営企業法第30条の規定に基づき、平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めますということでございます。

今回の決算につきましては、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの由布市としての決算となります。

8ページをお願いいたします。

平成17年度由布市水道事業報告でございますが、給水の状況といたしまして、給水区域内人口2万4,661人、給水人口2万3,307人として合併をして、事業を進めてきたところでございますが、現在の給水人口につきましては2万3,430人で、0.5%の微増となっている次

第でございます。

排水量では、総配水量210万6,603立米で、そのうち有収水量169万5,783立米であり、有収率といたしましては80.5%となり、17年度前期 9月30日現在でございますが、85.9%に対し5.4%の減となります。その要因といたしましては、冬期凍結破損による無効雨水量の増が考えられますが、今後ともに有収率の向上につきましては、万全な体制を整っていきたいと思っております。

工事の状況でございますが、委託業務といたしまして、湯布院地域の方で、水道管網図で、地籍図及び住宅地図に水道管位置が的確に把握できるよう、水道管網図の管理システムを導入をいたした次第でございます。

財政の状況につきましては、収益的収支を見ますと、総事業費2億7,594万735円、事業費用は2億5,412万7,913円で、2,181万2,822円の純利益ということになりました。

次に、資本的収支でございますが、合併前事業の企業債収入等により総収入額9,681万円となり、支出では、水道管網図の管理システムの委託料と企業債償還金が主なものでございますが、支出額といたしましては8,750万7,641円ということでございます。

以上、本年度の経営状況から今後の水道事業を考えますときに、合併に伴う基本水量8トンから10トンへの基本料金の改正または大口使用者が井戸掘削を行い、自己水源を確保したため等によります給水収益は減となりました。

それで、なお一層の営業経費の経営健全化に努めまして、今後とも投資的效果が十分図られるよう、経営基盤の強化を努めていかなければならないと思っておる次第でございます。

11ページをお願いいたします。

今回の決算書につきましては、今までがB4でしたが、A4にした関係上、ここの明細書につきまして、少し小さくなっております。これは、次年度より、この様式を検討して見やすいようにやってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

水道事業収益でございますが、2億7,594万735円ということでございます。そのうちの営業収益でございますが、2億3,890万4,168円ということで、給水収益が2億2,849万5,676円でございます。

その他の営業収益でございますが、一般管理負担金が965万1円ということでございます。営業外収益でございますが、3,339万7,349円ということで、一番大きなものが他会計補助金ということで、3,290万2,000円ということでございます。

3項の特別利益でございますが、363万9,218円、この金額につきましては、挾間町の固定資産の台帳の作成で、手検査によりまして、今までが減価償却累計額等が相違がございまし

たので、今回、電算で全体を見直したものでございまして、過年度修正益ということで、調整をいたしております。

12ページでございますが、水道事業費用でございますが、2億5,412万7,913円ということでございます。

営業費用でございますが、19億2,878万8,998円ということでございます。

原水及び浄水費でございますが、これは、取水から浄水場までの経費等でございますが、4,466万4,840円ということでございます。その中で、修繕費、17節の修繕費でございますが、1,783万8,123円ということでございます。動力費が1,270万3,194円ということでございます。

2項の配水及び給水費でございますが、これは、浄水場及び配水池から各家庭までの給水費に対する費用でございますが、1,578万7,065円ということでございます。そのうちで、主なものが17節の修繕費の631万6,750円ということでございます。それと、19節の動力費239万6,229円でございます。

次ページ、13ページでございますが、4項の総係費でございますが、これは事務的なものがほとんどでございますが、全体といたしまして、6,309万1,985円ということでございます。そのうちの給料、手当、職員の11名分でございますが、大きなウエイトを占めております。14節の委託料が930万6,099円ということでございます。

14ページでございますが、減価償却費で6,933万5,108円ということでございます。

2項の営業外費用でございますが、これは、企業債利息でございますが5,794万9,818円ということでございます。

3項の特別損失でございますが、329万9,097円ということでございます。

なお、内訳といたしまして、不納欠損額の121名分の313万8,229円、漏水による還付としまして6万868円、臨時過年度の還付金といたしまして10万円ということでございます。

15ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、1項の企業債といたしまして8,850万円でございます。

3項の消火栓受託金、これ、一般会計からなんです、35万7,000円ということでございます。

と、5項の他会計補助金が795万3,000円ということでございます。これにつきまして、挾間地区の谷の方の企業債償還元金充当分ということでございます。

資本的支出でございますが、全体といたしまして、8,690万7,491円ということでございます。

1項の建設改良費の上水道施設費でございますが、14節の委託料で1,200万3,000円ということでございますが、これは湯布院地域で水道管網図の管理システム作成委託を発注したものでございます。量水器新設費でございますが、27万4,730円ということでございます。

2項の企業債償還金でございますが、7,462万9,761円ということでございます。

16ページでございますが、固定資産明細書でございますが、これは、また御一読をお願いしたいと思っております。

年度末の現在高といたしましては、82億2,190万4,267円が有形固定資産でございます。無形固定資産といたしまして、年度末の現在高で837万7,966円ということでございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、これは、消費税抜きでございますが、営業収益が2億3,890万4,168円ということで、営業費用が1億9,287万8,998円でございます。営業外収益で3,339万7,349円、営業外費用といたしまして5,794万9,818円ということでございます。

済みません、営業費用収益と営業費用の営業利益でございますが、4,602万5,170円ということでございます。営業外収益と営業外費用でマイナスの2,455万2,469円で、経常利益といたしまして2,147万2,701円ということでございます。

特別利益でございますが363万9,218円ということでございます。特別損失が329万9,097円で、34万121円が過年度の損益修正損ということになります。

当年度純利益でございますが、2,181万2,822円でございます。これは、経常利益の2,147万2,701円足すの34万121円ということでございます。前年度の繰越利益剰余金が6,267万4,305円、当年度未処分利益剰余金が8,448万7,127円ということでございます。

次ページをお願いいたします。4ページの貸借対照表でございますが、資産の部でございますが、固定資産といたしまして、有形固定資産が63億2,795万7,882円でございます。無形固定資産が837万7,966円で、資産合計といたしまして63億3,633万5,848円となります。

流動資産でございますが、現金預金といたしまして、8億8,422万9,890円ということでございます。未収金につきましては1億1,145万720円でございますが、このうちに18年の2月分、3月分がそのままの未収といたしまして200万円ほどこの中に入りますので膨らんだ格好となっております。流動資産の合計でございますが、10億691万4,814円ということで、資産合計といたしまして73億4,325万662円ということでございます。

負債の部でございますが、流動負債といたしまして、未払い金が1,605万663円でございますが、これは3月までに支払えなかった分、動力費等がございますが、と消費税の納付金が777万2,000円ほどありますが、それでございます。流動負債の合計といたしまして1,655万2,363円でございます。負債の合計といたしまして1,655万2,363円ということでございます。

資本の部でございます。資本の部でございますが、資本金の合計が41億4,442万3,685円でございます。剰余金でございますが、資本剰余金、これは国庫補助金、他会計補助金、工事負担金、その他資本剰余金、受贈財産評価ということで、資本剰余金合計が28億5,078万7,487円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立が1億500万円、建設改良積立金1億4,200万円ということでございます。当年度未処分利益剰余金8,448万7,127円でございます。利益剰余金合計といたしまして3億3,148万7,127円ということになります。

剰余金合計でございますが、31億8,227万4,614円で、資本の合計といたしまして73億2,669万8,299円でございます。負債及び資本の合計でございますが、73億4,325万662円となります。これは資本の部の合計とイコールとなります。

6ページをお願いいたします。6ページは、先ほど申しました剰余金計算書でございます。

7ページでございますが、由布市水道事業剰余金処分計算書案でございますが、当年度の未処分利益剰余金といたしまして8,448万7,127円と、利益剰余金の処分額、減債積立金1,000万円と、これは法定積み立てでございます。当年度純利益を得たときには20分の1、2,181万2,822円の20分の1を下回らない程度を積み立てなさいということでございます。建設改良積立金につきましては1,100万円ということでございまして、計の2,100万円で、翌年度繰越利益剰余金といたしまして6,348万7,127円ということでございます。

1ページをお願いいたします。水道事業収益でございますが、ここにつきましては消費税込みになっております。決算額が2億8,787万1,946円、支出でございますが、水道事業費用といたしまして2億5,656万3,587円でございます。

2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、資本的事業でございますが、資本的収入の決算額といたしまして9,681万円ということでございます。

支出につきましては、8,750万7,641円ということでございまして、あと17ページよりは企業債明細書をつけておりますので、後で御一読をよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、承認第13号専決処分の承認を求めることについて、

平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)及び日程第11、承認第14号専決処分の承認を求めることについて、平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)は、同一会計につき一括して詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 財政課の米野です。それでは、承認第13号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

次ページをお開きください。年月日は平成18年7月10日でございます。理由といたしましては、肉用牛の基金条例の整備ができていたが、予算化ができていませんでしたので、8月に共進会ですか、これがあるため貸付がありそうだとということで、急遽お願いしたものでございます。それから、包括支援法の制度改正が10月より行われ、準備作業が今回の9月補正では間に合わないということで専決処分をさせていただきました。

4ページ目をお開きください。平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)、今回の補正は、歳入歳出3,068万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を146億5,030万2,000円とするものでございます。

一番最後の6ページをお開きください。まず歳出でございます。

3款の民生費第1項の社会福祉費の中の6目介護保険事務費でございます。委託料で987万円をお願いしています。これはすべて合併交付金で、予算の財源は合併交付金となっております。

続きまして、6款の農林水産業費は、農林水産業費の第1項農業費では、4目の畜産業費で、繰り出し金で2,081万5,000円をお願いしております。これにつきましては、旧挾間、旧庄内の肉用仔牛貸付基金と旧庄内の優良基礎雌牛導入基金から繰り入れて一般から繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第14号専決処分の承認を求めることについて、これも同じく地方自治法179条第1項の規定により、平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

年月日といたしましては、平成18年8月7日でございます。

理由といたしましては、平成18年7月4日、5日の梅雨前線豪雨で被災いたしました農地及び農業用施設災害復旧のためでございます。

4ページ目をお開きください。平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出1,056万円を追加いたしまして、予算の総額を146億6,086万2,000円

とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳出で、11 款の災害復旧費、1 項の農林水産業施設災害復旧費でございまして、1 目も同じ農業用施設災害復旧費でございます。節は13 節委託料でございまして、測量設計の委託料でございます。財源といたしましては一般財源をつけておりますが、これは普通交付税を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第122号由布市市営住宅条例の一部改正について詳細説明を求めます。建設課長。

建設課長（萩 孝良君） 建設課の萩と申します。よろしく申し上げます。

議案第122号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

老朽化した市営住宅を廃止したいということでございます。

次ページをお願いいたします。現在の住宅の中で、由布市武宮住宅の項を削ると。武宮住宅が老朽化したため、この住宅を廃止したいということでございます。次ページに対照表をつけております。現行は、由布市武宮住宅、由布市庄内町西953番地2とございますが、この項を削除するものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、議案第123号由布市国民健康保険条例の一部改正について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。

議案第123号由布市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、次のページに行っていたきたいと思いますと思いますが、条例中「30万円」とあるのを「35万円」と改めるものでございます。

この施行につきましては、18年10月1日以降から出産した方に適用するというところでございます。

理由としましては、健康保険との均衡を保つこととともに少子化対策の観点も踏まえ、出産費用の自己負担の軽減を図ることを目的としまして提案するものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長、大久保でございます。

議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを詳細説明を行います。

す。

恐れ入りますが、新旧対照表の方で説明を申し上げたいと思います。

第2条の定義でございますが、旧では2条の1項の1号から3号まででございますが、改正案では第2条の1項の1号の方に集約しております。対象年齢は6歳に達するまでということでございます。対象年齢の拡大でございます。4号につきましては2号に、5号につきましては3号に改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。6号でございますが、その中で、入院時食事療養費、これが改正案では削除をされております。その中で、特定療養費とありますものが、保険外併用療養費ということで、保険が効かない部分も今回は保険外併用療養費ということで新設されております。

続きまして、7号が5号に改正でございます。自己負担金、これが5号では一部負担金でございます。これは保険を使った場合、2割、3割の保険を使った場合の一部負担のことでございます。

続きまして、8号が削除となりまして、9号が6号に改正でございます。

続きまして、助成対象者ということで、第3条でございます。第3条の1項2号、これが入院時食事療養費が今回は対象が外れております。

続きまして、4号が3号に改正でございます。

続きまして、第4条でございますが、第4条の1項、4号まででございます。これが今回改正では4条1項に集約されております。4条第1項、この中で、乳幼児に係る保険給付を受けたときは、その一部負担金に相当する額　これ、一部負担金は保険を使った場合の2割、3割の負担金でございます。　から、次の規定により支払うべき一部自己負担金の額、国または地方公共団体の負担による医療費に関する給付に係る給付相当額及び賦課給付等の額の合計額を控除した額について助成を行うということでございます。

続きまして、2項につきましては、助成額の上限でございます。「7万2,300円」から「8万100円」とするものでございます。

次のページをお願いいたします。一部自己負担金、4条の2でございます。これが今回新たに新設となりました。上から3行目、診療科目を異にする診療につき、それぞれ別個の保険医療機関が行ったものとみなす。以下同じで、それぞれに1日につき500円、一部負担金に相当する額から国または地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額を控除した額が500円に満たないときは、その額を一部負担金として支払うものとするということでございます。

第2項につきましては限度額でございます。2項のイでございますが、病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他看護にかかわる医療を受けた場合は14日を限度といたし

ますということでございます。口につきましては、イに掲げる医療以外ということでございますので、通院等でございます。これが限度額が4回でございます。

続きまして、第5条につきましては文言の改正でございます。

2項につきましても、改正によります条項、文言の改正でございます。

助成の方法につきまして、改正案につきましての6条第1項につきましては、文言の修正と条文の修正がありますけれども、ここは何をうたっているかということ、現物給付のことをうたっております。

第3項につきましては、一部負担金を支払ったときは、市長は、当該助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に対して、その支払った助成対象となるべき一部負担金の額を支給するという事で、例えば、県外で受診された場合、一部負担金を払った場合は申請に基づき市長が払うという、いわゆる償還払いをうたっております。

7条は、条項及び文言の改正でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。次のページも文言の訂正でございます。

9条におきましても文言の改正でございます。

続きまして、改正案の方の附則のところをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、18年10月1日から施行するということで、その中で、経過措置第3号でございますが、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に、助成対象者（出生の日から3歳に達する日の属する月までの乳幼児の保護に係る）が、支払わなければならない一部負担金に係る新条例第4条2項云々と入ります。これは「4回」とあるのを今回の経過措置で「2回」という限度を定めております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をします。再開は15時15分からします。

午後3時03分休憩

.....  
午後3時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開をいたします。

次に、日程第15、議案第125号由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。議案第125号について御説明をいたします。

次のページの貸借対照表を開いてください。これは 済みません、新旧対照表、新旧対照表を開いてください。これは、由布市の交通安全を図るために第4条でこういう事業を行うということでございます。その調査審議をするために、由布市の交通安全対策協議会を設置をして、こ

ういう調査審議をしていただくということでございますが、条例が当初市長の諮問にというようなことになっておりましたので、整合性といいますか、この協議会の設置目的、それから実際協議会がどういうことをし、さらに市としてどういう事業をやっていくかということを少し改正をさせていただきます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課、平野でございます。よろしくお願いします。

議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由は、土地改良の補助事業の変更のためでございます、先ほど市長が御説明したとおりでございます。

次ページの新旧対照表をお開きください。定義の中に、15%を35%とありますわけですが、これは庄内地域と湯布院、挾間地域でそれぞれ国の補助率が違います。庄内地域は過疎ということで、5%補助率が高いわけございまして、下限の挾間、湯布院地域に合わせて35%以内ということにしております。国、県も含めまして、事業費の中身が、補助率が変わってきておりますんで、徴収をする範囲を35%から43%以内という位置に設定をしておれば安全圏というふうに思います。これにつきましては、継続事業は今までどおりの徴収で行きますけれども、次期19年度以降の、まあ18年度から事業計画をするわけなんですけれども、新規事業に関しましてこれを適用してまいりたいというふうに思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について、詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局の佐藤です。

議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について、由布市湯平ふれあいホール指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求め。平成18年9月7日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市湯平ふれあいホール。由布市湯布院町湯平567番地1。

指定管理者、湯平区となっておりますが、これは、湯平1、2、3のそれぞれ自治委員を、代表をまとめまして湯平区としております。代表、古長英昭。

指定管理期間、平成18年10月1日から平成28年3月31日。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定

書に違反したときは指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市湯平ふれあいホールの管理を行わせる指定管理者を指定するため。

湯平区との協議が整いまして、6月議会でそれぞれ議決をいただきました各自治公民館、それから集会所と同趣旨でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第18、議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。よろしくお願いします。

議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について、由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設及び所在地でございますが、由布市陣屋の村自然活用施設、住所が、由布市挾間町鬼瀬971番地6。農作業体験活動のための施設、由布市挾間町鬼瀬1156番地9。

指定管理者、有限会社南九州スピード代表豊久伸彦。住所が、別府市田の湯町3番7号でございます。

指定管理の期間が18年10月1日から22年3月31日でございます。

指定条件でございますが、施設の管理は指定管理者協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは指定の取り消しまたは停止を行う。

提案の理由でございますが、由布市陣屋の村自然活用施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものでございます。

農政課の参考資料のナンバー2の方に指定管理の協定書の案を入れております。今日まで農政課と南九州スピードとの協議を重ねて、一定の協定書を入れております。御一読いただければありがたいと思います。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、議案第129号由布市非核・平和都市宣言の制定について詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。議案第129号由布市非核・平和都市宣言の制定について御説明いたします。

これは、由布市民が積極的に日本国憲法に掲げられている恒久平和の理念を心に強く刻み、反戦平和、核兵器の全面撤廃を目指そうということで、宣言の制定を行うものでございます。そのために議会の議決をお願いしたいと思っております。

宣言案につきましては裏面に掲載をしております。御一読をお願いしたいと思います。よろし

くお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 20、議案第 130号市道路線の認定について（中ノ尾線）、日程第 21、議案第 131号市道路線の認定について（宮園花園線）、日程第 22、議案第 132号市道路線の認定について（庄内直入線）の以上3件については、同一趣旨にて一括して詳細説明を求めます。建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長の荻です。よろしくお願いいたします。

議案第 130号の市道路線の認定については次ページをお願いいたします。位置図を添付してございます。

庄内地域でございます。町道宗寿寺線と町道中尾線を結ぶ468メートルの路線認定でございます。

続きまして、131号の市道認定については、先般の6月議会で請願採択されました湯布院地区の市道路線の認定でございます。県道別府湯布院線から市道花園線についての延長340メートルを路線認定するものでございます。

続きまして、132号について御説明します。次ページをお願いいたします。

ここは、重複する区間がございまして、県道田野庄内線を起点といたしまして、直入町までの行政境の間を農免農道として開設してございます。その改良終了した部分を市が管理として県から移譲されております。その間の4,562メートルを路線認定するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 23、議案第 133号大分県消防補償等組合規約の一部変更について詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。議案第 133号大分県消防補償等組合規約の一部変更について説明をいたします。

これは、消防組織法の一部改正がございました。そのために条項の変更でございます。そのための議会の議決をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 24、議案第 134号平成 18年度由布市一般会計補正予算（第 4号）について詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。次ページをお開きください。

平成 18年度由布市一般会計補正予算（第 4号）、今回の補正は、歳入歳出に5億5,884万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を152億1,970万5,000円をお願いするものでございます。

歳出から申し上げます。18ページをお開きください。

今回の補正の給料、職員手当、共済費につきましては、職員の異動等に伴う組み替えとなって

おります。また、職員の5%カット分につきましては、12月補正で調整いたしたいと思っておりますので御理解願います。

まず、議会費でございますが、これはもう需用費だけでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費の中の6目企画費でございます。13節の委託料で、小野屋駅の周辺公衆トイレ設置事業をお願いしております。済みません、22ページでございます。あとはほとんど経常経費の小さな増減でございますので、主なものだけを申し上げます。それから、21節の貸付金で、ふるさと財団の支援を受け、貸し付けを行うふるさと融資資金でございます。

次に、7目の電子計算費でございますが、18節備品購入費は、人事異動に伴う庄内庁舎LANの配線修理でございます。

23ページをお開きください。19節の負補交につきましては、高速通信回線の湯布院の塚原地区のブロードバンド普及支援事業費の補助金でございます。

9目の地域振興費につきましては、電源立地対策交付金を充てまして、湯布院幸野地区のごみステーションでございます。

次に、2項の徴税费、24ページでございます。2目の賦課費で、委託料で、これは法務局との協議となりまして、電子データのシステム委託料でございます。

それから、3目の徴收費の中の7節賃金につきましては、嘱託職員2名を雇用いたしまして、徴収の嘱託職員2名分でございます。

25ページをお開きください。3項の戸籍住民基本台帳費でございます。14節の使用料及び賃借料でございます。湯布院の住基ネットワーク機器のリース、これが当初漏れておりましたので、今回計上させていただきました。

次の4項の選挙費につきましては、元治水井路土地改良区総代の選挙費でございます。

28ページをお開きください。3款の民生費でございます。1項の社会福祉費の中の2目高齢者福祉の中の8節報償費でございます。長寿敬老祝いの商品券は、これ追加となっております。

3目の障害者福祉費につきましては、報償費で、当初施設入所分を組んでいなかったもので、今回追加で計上しております。

29ページをお開きください。委託料でございます。自立支援法に基づく増減となっております。制度改正のものでございます。18節の備品購入費につきましては、自立支援システムの購入費でございます。

それから、30ページの扶助費につきましては、今までの制度とこれからの制度の調整の増減となっております。

39ページをお開きください。衛生費の中の1項保健衛生費でございます。

4目の予防費、これにつきましてはMRワクチン法改正による委託料でございます。

それから、5項の環境衛生総務費につきましては、19節負補交で、水道施設の補助金を上げております。庄内の上瀬と平石の分でございます。

それから、2項の清掃費の中の2目塵芥処理費でございます。13節委託料で、不燃物の処理方法変更に伴う処理単価の改正による委託料でございます。その下の備品購入費につきましては、3トンのパッカー車と1トン積みのトラック1台を計上しております。

次ページをお開きください。41ページです。6款の3目農業振興費でございます。11節需用費で、修繕費に、陣屋の村雨漏り修繕料と泉源の水中ポンプ取りかえ修繕費を計上しております。

43ページをお開きください。15節の工事請負費につきましては、川西交流センターの浴室戸改修工事でございます。19節につきましては、中山間の追加分、それから、23節につきましては還付金でございます。

5目の農地費につきましては、湯布院の塚原地区の農道無田4号線の舗装設計、それから工事費等を計上しております。

44ページの2項の林業費でございます。委託料と工事費に大分中部線林道と林道内山線の設計と工事費を上げております。

46ページをお開きください。8款の土木費、土木総務費でございます。委託料に、登記事務費で、大分川改修に伴う関係者の所有権移転登記を上げております。それから、道路台帳の補修業務でございます。

46ページの2項の道路橋梁費で1目道路維持費でございます。

47ページの工事請負費にそれぞれ旧3町の維持費の工事費を上げております。16節の原材料費につきましては、冬場の塩カリ代でございます。それから、17節の公有財産購入費につきましては、北方の代替用地購入費でございます。新設改良につきましては、工事費、公有財産購入費、それぞれ組み替えがあたり路線ごとの調整でございます。

48ページの3項の河川費、1目河川総務費につきましては、防衛交付金を充てまして、塚本水路改修工事分を新規で上げております。

49ページをお開きください。6項の住宅費、1目住宅管理費では、15節工事費で、住宅の解体撤去費を計5棟分を上げております。

50ページの12節と14節につきましては組み替えとなっております。

52ページをお開きください。10款教育費の中の1項教育総務費で13節委託料は、安全度チェックのための調査委託料でございます。12校分です。それから、19節の負補交につきましては、柔道、ソフトボール、卓球、九州大会並びに全国大会の補助金でございます。24節、

28節につきましては組み替えでございます。

53ページをお開きください。2項の小学校費でございます。学校管理費の需用費で修繕費、市内各小学校の修繕をすべて上げております。15節の工事請負費につきましては、湯布院小学校屋根防水工事、これは一応2,000万円となっておりますが、湯平小学校の屋根防水等の災害復旧工事が500万円の減額となっております、相殺して1,500万円となっております。

54ページの幼稚園費につきましては、賃金で、保育所の臨時職員さんが小松寮に移動したため2名分が上がっております。

55ページの学校給食費でございます。需用費で、各小学校の牛乳保冷库修繕料を計上しております。

6項の社会教育費の中の社会教育総務費でございます。11節の需用費で、印刷製本費の中で、後藤梢根さんの顕彰本500冊、それから郷土の偉人伝刊行500冊分を計上しております。それから、19節につきましては、鬼崎、喜多里の公民館の修繕補助金でございます。

公民館費につきましては、11節の需用費で修繕料、はさま未来館と湯布院、それから湯平の公民館の水道工事でございます。

5目の文化施設費は組み替えとなっております。

7項の保健体育費の中の総務費でございます。13節委託料で、ラグビー場の用地境界確認及び分筆等の測量委託料となっております。これは開発申請といいますか、確認申請の分でございます。2目の体育施設費につきましては、需用費で修繕費、スポーツセンターの漏電改修、受電設備等の改修です。それから、上原グラウンドのナイター漏電修理、それから挟間体育センターの自動ドアの修理となっております。工事費につきましては、スポーツセンター石綿除去工事の減額となっております。

59ページ、11款の災害復旧費につきましては、先ほど専決いたしました7月4日、5日の集中豪雨の災害の追加分でございます。

それから、2項の公共土木施設災害復旧費につきましては、県の災害補助事業に変更された分の減額でございます。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入でございます。10ページをお開きください。

10款の地方特例交付金でございます。これは、交付税算出のときに決定されるものでございます。減額となっております。

次に、地方交付税につきましては、当初予算で計上いたしましたのは、平成17年度の決定の交付税額に、国ベースの前年度より5.9%というマイナスの指標が出ておりました。それで、その分落としまして生活保護費で算入される分を追加いたしました。その95%を当初で見込

んでおります。今回、決定したのが生活保護費の見込みの差と三位一体改革による社会福祉費の増、それから行財政改革努力によるものの増となっております。その増が一応当初予算に比べまして4億8,778万9,000円伸びております。今回この交付税で、普通交付税で予算の歳入歳出のバランスをとっております。

次に、分担金負担金につきましては、農林業、耕地災害復旧事業の分担金でございます。

使用料、手数料は、口ノ原ふれあい広場の使用料です。それから、消防の手数料、国庫支出金、県支出金につきましては、国費、県費において、それぞれの事業の補助金割合に応じて増減を行っております。

それから、15ページをお開きください。財産収入につきましては、城ヶ岳用地の貸付収入、それから寄附金につきましては特別寄附金でございます。

19款の繰入金につきましては、当初財政調整基金を2億4,000万円取り崩しております。今回のこの補正で交付税決定したものでございますから、繰り入れ戻しをしております。補正1号で2億8,277,000円を戻しております。今回2億3,717万3,000円を戻して、一応2億4,000万円の戻しとなっております。

諸収入につきましては、雑入でございますが、この明細につきましては、資料として決算のときに一応添付いたしますので、御了承ください。

市債につきましては、減税補てん債、それから臨時財政対策債、交付税算出のときに決定されるものでございまして、減となっております。あと、事業によりまして、合併特例債、それから農道整備事業債、道路整備事業債、それぞれ増となっております。今回新たに地域総合整備資金貸付事業債が1億4,500万円計上されております。この分につきましては、事業費の約20%を上限といたしまして、利子分の75%が交付税措置されます。

それから、災害復旧費につきましては、事業主体が県に変更されたための減となっております。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第25、議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億2,809万3,000円を追加して、歳入歳出総額の予算の総額をそれぞれ3億4,813万4,000円とするものでございます。

歳出から申し上げたいと思います。まず、7ページをごらんください。主なものにつきましては、5款共同事業拠出金となっております。その中に、高額医療事業医療費拠出金とあります。これにつきましては、事業の追加分でございますが、ここに2分の1となっておりますが、1,402万

9,000円が追加でございます。

その下に、特に主なものとしましては、第3目ですが、保険財政共同安定化事業拠出金、これが1億8,027万2,000円ということになっております。これにつきましては、特に都道府県内の市町村の国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、レセプトの30万円を超える医療について、都道府県単位で行う市町村連合会に拠出するものでございます。これは18年4月から実施ということで、これ新規でございます。この金額につきましては、歳入の方でこの金額が歳入として連合会から入ってくるということで、トンネル的なことでございます。これが全予算に占める割合の主なものでございます。

それから、次のページをごらんください。特に、還付金のところなんですけれども、2,092万5,000円でございます。これにつきましては、国及び支払い基金への超過交付の返還、これは一般給付費と退職分が含まれております。

それから、調整交付金の超過交付でございますが、これにつきましては、15年、16年、数値の過誤が生じました。それによりまして、国の方から返還と、自主返還を求められておりますので、これの分につきましては400万円ということで計上しております。それから、その財源としましては、特に主なものとしましては、還付金の充てるものでございますが、保険料を充てたいと考えております。

それから、国保負担金、それから県費、共同交付金の中で、金額出てますけども、国が4分の1、県が4分の1、これ共同事業の負担金ですが、入るようになっております。

それから、共同事業交付金で支払い基金の方からは2分の1というようなことで入ってきております。今回の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、これも支払い基金の方から来て、連合会を通じてトンネルで出て行くということでございます。

それから、還付金に充てる財源としましては、繰入金と繰越金を充てるようにはしております。それから、そのうち一般財源の充当としましては、32万2,000円を一般会計からの繰り入れというようなことで予算措置しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第26、議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加しまして、27億5,978万円と定めるものでございます。

特に今回の補正につきましては、6ページをごらんください。特に一般管理費では、法規

等の追録代、それから賦課徴収費では、口座振替の手数料、それから認定調査費、これも認定調査に伴う大分市の認定調査協会の方に委託に出すものでございます。

それから、還付金、これは第1号保険者に対する還付保険料として、不足を生じたために37万円をお願いするものでございます。その財源としましては、介護保険料を37万円、それから一般会計からの繰り入れを44万3,000円計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第27、議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を行います。

裏をお願いいたします。今回の補正総額といたしまして180万円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ1億5,058万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出の6ページから説明を申し上げます。

一般管理費で原材料、これは仕入れということで、売り上げが伸びておりますので、仕入れ、材料費ということで180万円を追加補正でございます。

したがって、5ページ、前ページをお願いいたします。歳入の売り上げ収入ということで、雑収入でございますが、180万円を計上しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第28、議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。最初に、収益支出でございますが、今回の補正につきましては、浄水場の汚泥処理の委託料でございます。今、委託料が月に400万円程度となっておりますので足りませんので、今回2,819万7,000円の補正を求めるものでございます。総掛かり費につきましては、職員、ここ11名でしたが、2名を資本的の方にとということで考えております。

5目の減価償却費の、固定資産の減価償却費でございますが、この分につきましては、挾間町分で建設仮勘定にあった分でございますが、各固定資産への振りかえに伴いまして、当初予算でこの分が見ておりませんでしたので、今回お願いする次第でございます。補正の予定額が2,270万4,000円でございます。

それに伴います、5ページでございますが、収益的収入でございますが、4月からの今の実績

等で見まして、水道料金、一般管理負担金の増額を見ました。で、1,836万6,000円ということでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの資本的支出でございますが、今回2名分の職員を資本的の上水道施設費の方に持ってまいりました。と言いますのは、建設改良費の中で、通常であれば工事がございます。工事がございますが、その中で人件費等ないというのも県下各市に聞いたところ、どこもここにはあるということで、今回こちらの方に2名分を上げさせていただいております。その補正予定額が977万7,000円ということでございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございますが、由布市の水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるということでございます。

第2条でございますが、会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというところでございます。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の第3条でございますが、予算第4条の括弧書きの中の「不足する額1億8,901万円」を「不足する額1億9,879万円」に、そして「過年度分損益勘定留保資金1億901万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億1,879万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するというところでございます。よろしくをお願いいたします。

議長(後藤 憲次君) 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

議長(後藤 憲次君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、本日上程されました各議案の質疑につきましては、9月15日の本会議にて行います。本日は御苦労さまでした。

午後3時58分散会